



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年4月1日火曜日 第2558号

◇ 目 次 ◇ 告 示

住民基本台帳法第30条の14第3項の規定に基づく指定情報処理機関の名称の変更.....（市町振興課）... 226

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第38条第3項に基づく指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更...（情報政策課）... 226

土地改良事業の工事の完了.....（農地整備課）... 227

保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示.....（森林整備課）... 227

加入区の設定（特定養殖共済）.....（漁政課）... 227

加入区の設定及び廃止（養殖共済）.....（"）... 228

加入区の設定及び廃止（漁獲共済）.....（"）... 233

漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....（水産課）... 233

漁業の免許（2件）.....（"）... 234

遊漁規則の認可.....（"）... 267

コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲.....（"）... 279

車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定.....（道路維持課）... 279

車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法.....（"）... 280

公共測量の終了の通知.....（"）... 280

県営住宅の家賃の収納事務の委託.....（建築住宅課）... 280

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....（南予地方局八幡浜支局環境保全課）... 280

土地改良事業の工事完了の届出.....（南予地方局八幡浜支局農村整備第一課）... 282

道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 282

公 告

平成26年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....（土木管理課）... 282

雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示（4件）.....（水産課）... 287

愛媛県内水面漁場管理委員会指示.....（"）... 288

告 示

○愛媛県告示第400号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第5条第1項の規定により地方公共団体情報システム機構が財団法人地方自治情報センターの権利及び義務を承継したので、同条第3項の規定によりみなして適用される住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定情報処理機関の名称

変更前	財団法人地方自治情報センター
変更後	地方公共団体情報システム機構

2 変更の年月日

平成26年4月1日

○愛媛県告示第401号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第7条第1項の規定により地方公共団体情報システム機構が財団法人自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継したので、同条第2項の規定によりみなして適用される電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定認証機関の名称

変更前	財団法人自治体衛星通信機構
変更後	地方公共団体情報システム機構

2 主たる事務所の所在地

変更前	東京都港区虎ノ門五丁目12番1号
変更後	東京都千代田区一番町25番地

3 変更の年月日

平成26年4月1日

○愛媛県告示第402号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成26年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	夢原地区	平成26年 3月 7日

○愛媛県告示第403号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年12月農林水産省告示第3078号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
上浮穴郡久万高原町柳井川字稲村8562、8563	上浮穴郡柳谷村大字柳井川8886番地 龜 井 巖	森林所有者
上浮穴郡久万高原町柳井川字稲村8564	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1898番地 永 井 竹 次	〃
上浮穴郡久万高原町西谷字名荷25	伊予郡双海町大字高岸甲1211番地1 藤 田 伊 勢 松	〃
上浮穴郡久万高原町西谷字名荷26	上浮穴郡柳谷村大字西谷甲944番地 藤 岡 吉 藏	〃
上浮穴郡久万高原町西谷字名荷132、423	栃木県宇都宮市豊郷台二丁目17番地19 池 内 幸 一	〃
上浮穴郡久万高原町西谷字名荷1333、1335	北宇和郡広見町大字中野川567番地 藤 岡 利 光	〃
上浮穴郡久万高原町西谷字本谷12327	大阪府堺市深井水池町461番地24 古 山 司	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字本村1512、1513	松山市正円寺四丁目9の31 正 岡 成 一 郎	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字本村1514から1517まで、1523から1529まで	上浮穴郡柳谷村大字柳井川イ29番戸 小 坂 鶴 五 郎	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字本村3299、3300の1、3300の2	上浮穴郡柳谷村大字柳井川2500番地 高 岸 勝 繁	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字永野3992	上浮穴郡柳谷村大字柳井川2695番地1 久 保 桂 藏	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6479	上浮穴郡柳谷村大字柳井川5118番地2 片 岡 道 弘	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6546	上浮穴郡柳谷村大字柳井川1940番地 銚 石 友 義	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6560、6571	高知県高岡郡別府村別枝1380番地 小 野 菊 弥	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6565、6653	高知県高岡郡別府村別枝1404番地 藤 崎 眞 實	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6566から6570まで	高知県高岡郡別府村別枝125番屋敷 北 添 菊 弥	〃

上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6574から6578まで、6588、6612	上浮穴郡柳谷村大字柳井川5866番地 大 野 萬 吉	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6580	高知県高岡郡別府村別枝122番屋敷 中 添 庄 太 郎	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6591、6596	上浮穴郡柳谷村大字柳井川5022番地 倉 橋 道 直	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6593	松山市山越二丁目22番地 久 原 トヨ子	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6599、6600	上浮穴郡柳谷村大字柳井川4200番地 岡 村 盛	〃
上浮穴郡久万高原町柳井川字川下6608	上浮穴郡柳谷村大字柳井川5866番地 大 野 久 壽 米	〃
上浮穴郡久万高原町西谷字郷角13056	松山市大字道後1219の1 鶴 井 延 次 郎	〃

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第404号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の3第1項第2号の規定により、一定の区域を次のように定める。

平成26年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 わかめ養殖業

加入区の名称	区 域
津倉加入区	津倉漁業協同組合の地区
大三島加入区	大三島漁業協同組合の地区
松山市加入区	松山市漁業協同組合の地区
明浜加入区	明浜漁業協同組合の地区
吉田町加入区	吉田町漁業協同組合の地区
下灘加入区	下灘漁業協同組合の地区
内海加入区	愛南漁業協同組合の地区のうち、旧内海漁業協同組合の地区

2 ほたて貝等養殖業（ひおうぎ貝養殖業）

加入区の名称	区 域
岩城生名加入区	岩城生名漁業協同組合の地区
西海加入区	愛南漁業協同組合の地区のうち、旧西海町漁業協同組合の地区

○愛媛県告示第405号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定め、加入区の設定及び廃止（養殖共済）（平成21年4月愛媛県告示第475号）及び加入区の設定（養殖共済）（平成21年8月愛媛県告示第1024号、平成21年10月愛媛県告示第1225号、平成22年1月愛媛県告示第8号、平成22年1月愛媛県告示第48号、平成22年8月愛媛県告示第875号、平成23年2月愛媛県告示第116号、平成23年7月愛媛県告示第848号、平成24年1月愛媛県告示第13号及び平成24年4月愛媛県告示第550号）は、廃止する。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 かき養殖業

加入区の名 称	区 域
燧灘第1加入区	燧特区第6号漁業権漁場の区域
燧灘第2加入区	燧特区第38号漁業権漁場の区域
燧灘第3加入区	燧特区第42号漁業権漁場の区域
燧灘第4加入区	燧特区第69号漁業権漁場の区域
燧灘第5加入区	燧特区第83号漁業権漁場の区域
燧灘第6加入区	燧特区第84号漁業権漁場の区域
燧灘第7加入区	燧特区第85号漁業権漁場の区域
燧灘第8加入区	燧特区第87号漁業権漁場の区域
燧灘第9加入区	燧特区第92号漁業権漁場の区域
燧灘第10加入区	燧特区第99号漁業権漁場の区域
宇和海第1加入区	宇特区第89号漁業権漁場の区域
宇和海第2加入区	宇特区第106号漁業権漁場の区域
宇和海第3加入区	宇特区第107号漁業権漁場の区域
宇和海第4加入区	宇特区第243号漁業権漁場の区域
宇和海第5加入区	宇特区第244号漁業権漁場の区域
宇和海第6加入区	宇特区第245号漁業権漁場の区域
宇和海第7加入区	宇特区第246号漁業権漁場の区域
宇和海第8加入区	宇特区第247号漁業権漁場の区域
宇和海第9加入区	宇特区第248号漁業権漁場の区域
宇和海第10加入区	宇特区第253号漁業権漁場の区域
宇和海第11加入区	宇特区第255号漁業権漁場の区域

2 1年貝真珠養殖業又は2年貝真珠養殖業

加入区の名 称	区 域
燧灘第1加入区	燧区第2号漁業権漁場の区域
燧灘第2加入区	燧区第3号漁業権漁場の区域
伊予灘第1加入区	伊区第1号漁業権漁場の区域
伊予灘第2加入区	伊区第2号漁業権漁場の区域
伊予灘第3加入区	伊区第3号漁業権漁場の区域

伊予灘第4加入区	伊区第4号漁業権漁場の区域
伊予灘第5加入区	伊区第5号漁業権漁場の区域
伊予灘第6加入区	伊区第6号漁業権漁場の区域
伊予灘第7加入区	伊区第7号漁業権漁場の区域
伊予灘第8加入区	伊区第8号漁業権漁場の区域
伊予灘第9加入区	伊区第9号漁業権漁場の区域
伊予灘第10加入区	伊区第10号漁業権漁場の区域
宇和海第1加入区	宇区第1号漁業権漁場の区域
宇和海第2加入区	宇区第2号漁業権漁場の区域
宇和海第3加入区	宇区第3号漁業権漁場の区域
宇和海第4加入区	宇区第4号漁業権漁場の区域
宇和海第5加入区	宇区第5号漁業権漁場の区域
宇和海第6加入区	宇区第6号漁業権漁場の区域
宇和海第7加入区	宇区第7号漁業権漁場の区域
宇和海第8加入区	宇区第8号漁業権漁場の区域
宇和海第9加入区	宇区第9号漁業権漁場の区域
宇和海第10加入区	宇区第10号漁業権漁場の区域
宇和海第11加入区	宇区第11号漁業権漁場の区域
宇和海第12加入区	宇区第12号漁業権漁場の区域
宇和海第13加入区	宇区第13号漁業権漁場の区域
宇和海第14加入区	宇区第14号漁業権漁場の区域
宇和海第15加入区	宇区第15号漁業権漁場の区域
宇和海第16加入区	宇区第16号漁業権漁場の区域
宇和海第17加入区	宇区第17号漁業権漁場の区域
宇和海第18加入区	宇区第18号漁業権漁場の区域
宇和海第19加入区	宇区第19号漁業権漁場の区域
宇和海第20加入区	宇区第20号漁業権漁場の区域
宇和海第21加入区	宇区第21号漁業権漁場の区域
宇和海第22加入区	宇区第22号漁業権漁場の区域
宇和海第23加入区	宇区第23号漁業権漁場の区域
宇和海第24加入区	宇区第24号漁業権漁場の区域
宇和海第25加入区	宇区第25号漁業権漁場の区域
宇和海第26加入区	宇区第26号漁業権漁場の区域
宇和海第27加入区	宇区第27号漁業権漁場の区域
宇和海第28加入区	宇区第28号漁業権漁場の区域
宇和海第29加入区	宇区第29号漁業権漁場の区域
宇和海第30加入区	宇区第30号漁業権漁場の区域
宇和海第31加入区	宇区第31号漁業権漁場の区域
宇和海第32加入区	宇区第32号漁業権漁場の区域
宇和海第33加入区	宇区第33号漁業権漁場の区域

宇和海第114加入区	宇区第114号漁業権漁場の区域
宇和海第115加入区	宇区第115号漁業権漁場の区域
宇和海第116加入区	宇区第116号漁業権漁場の区域
宇和海第117加入区	宇区第117号漁業権漁場の区域
宇和海第118加入区	宇区第118号漁業権漁場の区域
宇和海第119加入区	宇区第119号漁業権漁場の区域
宇和海第120加入区	宇区第120号漁業権漁場の区域
宇和海第121加入区	宇区第121号漁業権漁場の区域
宇和海第122加入区	宇区第122号漁業権漁場の区域
宇和海第123加入区	宇区第123号漁業権漁場の区域
宇和海第124加入区	宇区第124号漁業権漁場の区域
宇和海第125加入区	宇区第125号漁業権漁場の区域
宇和海第126加入区	宇区第126号漁業権漁場の区域
宇和海第127加入区	宇区第127号漁業権漁場の区域
宇和海第128加入区	宇区第128号漁業権漁場の区域
宇和海第129加入区	宇区第129号漁業権漁場の区域
宇和海第130加入区	宇区第130号漁業権漁場の区域
宇和海第131加入区	宇区第131号漁業権漁場の区域
宇和海第132加入区	宇区第132号漁業権漁場の区域
宇和海第133加入区	宇区第133号漁業権漁場の区域
宇和海第134加入区	宇区第134号漁業権漁場の区域
宇和海第135加入区	宇区第135号漁業権漁場の区域
宇和海第136加入区	宇区第136号漁業権漁場の区域
宇和海第137加入区	宇区第137号漁業権漁場の区域
宇和海第138加入区	宇区第138号漁業権漁場の区域
宇和海第139加入区	宇区第139号漁業権漁場の区域
宇和海第140加入区	宇区第140号漁業権漁場の区域
宇和海第141加入区	宇区第141号漁業権漁場の区域
宇和海第142加入区	宇区第142号漁業権漁場の区域
宇和海第143加入区	宇区第143号漁業権漁場の区域
宇和海第144加入区	宇区第144号漁業権漁場の区域
宇和海第145加入区	宇区第145号漁業権漁場の区域
宇和海第146加入区	宇区第146号漁業権漁場の区域
宇和海第147加入区	宇区第147号漁業権漁場の区域
宇和海第148加入区	宇区第148号漁業権漁場の区域
宇和海第149加入区	宇区第149号漁業権漁場の区域
宇和海第150加入区	宇区第150号漁業権漁場の区域
宇和海第151加入区	宇区第151号漁業権漁場の区域
宇和海第152加入区	宇区第152号漁業権漁場の区域
宇和海第153加入区	宇区第153号漁業権漁場の区域

宇和海第154加入区	宇区第155号漁業権漁場の区域
宇和海第155加入区	宇区第156号漁業権漁場の区域
宇和海第156加入区	宇区第157号漁業権漁場の区域
宇和海第157加入区	宇区第158号漁業権漁場の区域
宇和海第158加入区	宇区第159号漁業権漁場の区域
宇和海第159加入区	宇区第160号漁業権漁場の区域
宇和海第160加入区	宇区第161号漁業権漁場の区域
宇和海第161加入区	宇区第162号漁業権漁場の区域
宇和海第162加入区	宇区第163号漁業権漁場の区域
宇和海第163加入区	宇区第164号漁業権漁場の区域
宇和海第164加入区	宇区第165号漁業権漁場の区域
宇和海第165加入区	宇区第166号漁業権漁場の区域
宇和海第166加入区	宇区第167号漁業権漁場の区域
宇和海第167加入区	宇区第168号漁業権漁場の区域
宇和海第168加入区	宇区第169号漁業権漁場の区域
宇和海第169加入区	宇区第170号漁業権漁場の区域
宇和海第170加入区	宇区第171号漁業権漁場の区域
宇和海第171加入区	宇区第172号漁業権漁場の区域
宇和海第172加入区	宇区第173号漁業権漁場の区域
宇和海第173加入区	宇区第174号漁業権漁場の区域
宇和海第174加入区	宇区第175号漁業権漁場の区域

3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式2年魚ふぐ養殖業、小割り式3年魚ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんぱち養殖業、小割り式2年魚かんぱち養殖業、小割り式3年魚かんぱち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式3年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚しまあじ養殖業、小割り式3年魚しまあじ養殖業、小割り式2年魚まはた養殖業、小割り式3年魚まはた養殖業、小割り式4年魚まはた養殖業、小割り式まさば養殖業、小割り式2年魚めばる養殖業、小割り式3年魚めばる養殖業、小割り式4年魚めばる養殖業又は小割り式かわはぎ養殖業

加入区 名称	区 域
燧灘第1加入区	燧特区第40号漁業権漁場の区域
燧灘第2加入区	燧特区第41号漁業権漁場の区域
燧灘第3加入区	燧特区第43号漁業権漁場の区域
燧灘第4加入区	燧特区第44号漁業権漁場の区域
燧灘第5加入区	燧特区第45号漁業権漁場の区域
燧灘第6加入区	燧特区第46号漁業権漁場の区域

宇和海第61加入区	宇特区第70号漁業権漁場の区域	宇和海第90加入区	宇特区第114号漁業権漁場の区域
宇和海第62加入区	宇特区第71号漁業権漁場の区域	宇和海第91加入区	宇特区第115号漁業権漁場の区域
宇和海第63加入区	宇特区第72号漁業権漁場の区域	宇和海第92加入区	宇特区第116号漁業権漁場の区域
宇和海第64加入区	宇特区第73号漁業権漁場の区域	宇和海第93加入区	宇特区第117号漁業権漁場の区域
宇和海第65加入区	宇特区第74号漁業権漁場の区域	宇和海第94加入区	宇特区第118号漁業権漁場の区域
宇和海第66加入区	宇特区第75号漁業権漁場の区域	宇和海第95加入区	宇特区第119号漁業権漁場の区域
宇和海第67加入区	宇特区第76号漁業権漁場の区域	宇和海第96加入区	宇特区第120号漁業権漁場の区域
宇和海第68加入区	宇特区第77号漁業権漁場の区域	宇和海第97加入区	宇特区第121号漁業権漁場の区域
宇和海第69加入区	宇特区第78号漁業権漁場の区域	宇和海第98加入区	宇特区第132号漁業権漁場の区域
宇和海第70加入区	宇特区第79号漁業権漁場の区域	宇和海第99加入区	宇特区第133号漁業権漁場の区域
宇和海第71加入区	宇特区第80号漁業権漁場の区域	宇和海第100加入区	宇特区第134号漁業権漁場の区域
宇和海第72加入区	宇特区第81号漁業権漁場の区域	宇和海第101加入区	宇特区第135号漁業権漁場の区域
宇和海第73加入区	宇特区第82号漁業権漁場の区域	宇和海第102加入区	宇特区第136号漁業権漁場の区域
宇和海第74加入区	宇特区第83号漁業権漁場の区域	宇和海第103加入区	宇特区第137号漁業権漁場の区域
宇和海第75加入区	宇特区第84号漁業権漁場の区域	宇和海第104加入区	宇特区第138号漁業権漁場の区域
宇和海第76加入区	宇特区第91号漁業権漁場の区域	宇和海第105加入区	宇特区第139号漁業権漁場の区域
宇和海第77加入区	宇特区第95号漁業権漁場の区域のうち、点アから点工までを順次結んだ線並びに点工及び点アを結んだ線により囲まれた区域 基点及び点アから点工までの表示（角度の表示は、真北） 基点は、宇和島市下波5516番地愛媛県農林水産研究所水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉄 点アは、基点から314度00分44秒1,169メートルの地点 点イは、基点から310度55分43秒1,581メートルの地点 点ウは、基点から335度34分54秒1,870メートルの地点 点工は、基点から344度11分04秒1,537メートルの地点	宇和海第106加入区	宇特区第140号漁業権漁場の区域
宇和海第78加入区	宇特区第95号漁業権漁場の区域のうち、点アから点工までを順次結んだ線並びに点工及び点アを結んだ線により囲まれた区域 基点及び点アから点工までの表示（角度の表示は、真北） 基点は、宇和島市下波5516番地愛媛県農林水産研究所水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉄 点アは、基点から310度55分43秒1,581メートルの地点 点イは、基点から309度43分45秒1,835メートルの地点 点ウは、基点から331度43分31秒2,089メートルの地点 点工は、基点から335度34分54秒1,870メートルの地点	宇和海第107加入区	宇特区第141号漁業権漁場の区域
宇和海第79加入区	宇特区第98号漁業権漁場の区域	宇和海第108加入区	宇特区第142号漁業権漁場の区域
宇和海第80加入区	宇特区第99号漁業権漁場の区域	宇和海第109加入区	宇特区第143号漁業権漁場の区域
宇和海第81加入区	宇特区第100号漁業権漁場の区域	宇和海第110加入区	宇特区第147号漁業権漁場の区域
宇和海第82加入区	宇特区第101号漁業権漁場の区域	宇和海第111加入区	宇特区第149号漁業権漁場の区域
宇和海第83加入区	宇特区第102号漁業権漁場の区域	宇和海第112加入区	宇特区第150号漁業権漁場の区域
宇和海第84加入区	宇特区第103号漁業権漁場の区域	宇和海第113加入区	宇特区第151号漁業権漁場の区域
宇和海第85加入区	宇特区第104号漁業権漁場の区域	宇和海第114加入区	宇特区第152号漁業権漁場の区域
宇和海第86加入区	宇特区第110号漁業権漁場の区域	宇和海第115加入区	宇特区第153号漁業権漁場の区域
宇和海第87加入区	宇特区第111号漁業権漁場の区域	宇和海第116加入区	宇特区第154号漁業権漁場の区域
宇和海第88加入区	宇特区第112号漁業権漁場の区域	宇和海第117加入区	宇特区第155号漁業権漁場の区域
宇和海第89加入区	宇特区第113号漁業権漁場の区域	宇和海第118加入区	宇特区第156号漁業権漁場の区域
		宇和海第119加入区	宇特区第157号漁業権漁場の区域
		宇和海第120加入区	宇特区第158号漁業権漁場の区域
		宇和海第121加入区	宇特区第171号漁業権漁場の区域
		宇和海第122加入区	宇特区第194号漁業権漁場の区域
		宇和海第123加入区	宇特区第195号漁業権漁場の区域
		宇和海第124加入区	宇特区第196号漁業権漁場の区域
		宇和海第125加入区	宇特区第197号漁業権漁場の区域
		宇和海第126加入区	宇特区第215号漁業権漁場の区域
		宇和海第127加入区	宇特区第218号漁業権漁場の区域
		宇和海第128加入区	宇特区第226号漁業権漁場の区域
		宇和海第129加入区	宇特区第242号漁業権漁場の区域

宇和海第130加入区	宇特区第250号漁業権漁場の区域
宇和海第131加入区	宇特区第258号漁業権漁場の区域
宇和海第132加入区	宇特区第260号漁業権漁場の区域
宇和海第133加入区	宇特区第266号漁業権漁場の区域
宇和海第134加入区	宇特区第267号漁業権漁場の区域
宇和海第135加入区	宇特区第268号漁業権漁場の区域
宇和海第136加入区	宇特区第269号漁業権漁場の区域
宇和海第137加入区	宇特区第271号漁業権漁場の区域
宇和海第138加入区	宇特区第272号漁業権漁場の区域
宇和海第139加入区	宇特区第273号漁業権漁場の区域
宇和海第140加入区	宇特区第275号漁業権漁場の区域
宇和海第141加入区	宇特区第276号漁業権漁場の区域
宇和海第142加入区	宇特区第277号漁業権漁場の区域
宇和海第143加入区	宇特区第278号漁業権漁場の区域
宇和海第144加入区	宇特区第279号漁業権漁場の区域
宇和海第145加入区	宇特区第280号漁業権漁場の区域
宇和海第146加入区	宇特区第281号漁業権漁場の区域
宇和海第147加入区	宇特区第282号漁業権漁場の区域
宇和海第148加入区	宇特区第283号漁業権漁場の区域
宇和海第149加入区	宇特区第284号漁業権漁場の区域
宇和海第150加入区	宇特区第285号漁業権漁場の区域
宇和海第151加入区	宇特区第286号漁業権漁場の区域
宇和海第152加入区	宇特区第287号漁業権漁場の区域
宇和海第153加入区	宇特区第288号漁業権漁場の区域
宇和海第154加入区	宇特区第289号漁業権漁場の区域
宇和海第155加入区	宇特区第292号漁業権漁場の区域
宇和海第156加入区	宇特区第293号漁業権漁場の区域
宇和海第157加入区	宇特区第294号漁業権漁場の区域
宇和海第158加入区	宇特区第297号漁業権漁場の区域

4 小割り式2年魚くろまぐる養殖業、小割り式3年魚くろまぐる養殖業又は小割り式4年魚くろまぐる養殖業

加入区の名 称	区 域
宇和海第 1 加入区	宇特区第52号漁業権漁場の区域
宇和海第 2 加入区	宇特区第122号漁業権漁場の区域
宇和海第 3 加入区	宇特区第123号漁業権漁場の区域
宇和海第 4 加入区	宇特区第124号漁業権漁場の区域
宇和海第 5 加入区	宇特区第125号漁業権漁場の区域
宇和海第 6 加入区	宇特区第126号漁業権漁場の区域
宇和海第 7 加入区	宇特区第144号漁業権漁場の区域
宇和海第 8 加入区	宇特区第145号漁業権漁場の区域

宇和海第 9 加入区	宇特区第146号漁業権漁場の区域
宇和海第10加入区	宇特区第234号漁業権漁場の区域
宇和海第11加入区	宇特区第259号漁業権漁場の区域
宇和海第12加入区	宇特区第261号漁業権漁場の区域
宇和海第13加入区	宇特区第274号漁業権漁場の区域
宇和海第14加入区	宇特区第290号漁業権漁場の区域
宇和海第15加入区	宇特区第291号漁業権漁場の区域
宇和海第16加入区	宇特区第295号漁業権漁場の区域
宇和海第17加入区	宇特区第296号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第406号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第1号口の規定により、一定の水域を次のように定め、加入区の設定及び廃止（漁獲共済）（平成16年4月愛媛県告示第713号）は、廃止する。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

てんぐさをとる漁業

加入区の名 称	区 域
野忽那加入区	伊共第18号漁業権漁場の区域
睦月加入区	伊共第25号漁業権漁場の区域
中島加入区	伊共第28号、伊共第30号、伊共第31号、伊共第35号、伊共第38号及び伊共第40号漁業権漁場の区域
中島三和加入区	伊共第42号、伊共第44号、伊共第47号、伊共第51号、伊共第52号、伊共第54号及び伊共第55号漁業権漁場の区域
松山市加入区	伊共第58号、伊共第60号及び伊共第62号漁業権漁場の区域
長浜町加入区	伊共第78号及び伊共第81号漁業権漁場の区域
磯津加入区	伊共第102号漁業権漁場の区域
有寿来加入区	伊共第105号漁業権漁場の区域
町見加入区	伊共第109号及び宇共第 4 号漁業権漁場の区域
瀬戸町加入区	伊共第111号及び宇共第 3 号漁業権漁場の区域
三崎加入区	伊共第113号及び宇共第 1 号漁業権漁場の区域
戸島加入区	宇共第28号漁業権漁場の区域
日振島加入区	宇共第29号及び宇共第32号漁業権漁場の区域
下灘加入区	宇共第36号及び宇共第37号漁業権漁場の区域
内海加入区	宇共第39号及び宇共第40号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第407号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成26年 4 月 1 日から14日まで

○愛媛県告示第408号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広
許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成26年 4 月 1 日から14日まで

○愛媛県告示第409号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成26年 4 月 1 日次のように共同漁業等を免許した。

平成26年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
燧共第 1 号	四国中央市川之江町4101番地の地先 川之江漁業協同組合	平成25年12月27日愛媛県 告示第1436号のとおり	平成26年 4 月 1 日から 平成36年 3 月31日まで
燧共第 2 号	〃 〃	〃	〃
燧共第 3 号	〃 〃	〃	〃
燧共第 4 号	〃 〃	〃	〃
燧共第 5 号	〃 〃	〃	〃
燧共第 6 号	四国中央市三島中央 1 丁目11番17号 三島漁業協同組合	〃	〃
燧共第 7 号	四国中央市寒川町4775番地の 4 寒川漁業協同組合	〃	〃
燧共第 8 号	四国中央市三島中央 1 丁目11番17号 三島漁業協同組合 外 1 名	〃	〃
燧共第 9 号	〃 〃	〃	〃
燧共第10号	四国中央市寒川町4775番地の 4 寒川漁業協同組合	〃	〃
燧共第11号	〃 〃	〃	〃
燧共第12号	四国中央市三島中央 1 丁目11番17号 三島漁業協同組合	〃	〃
燧共第13号	四国中央市土居町蕪崎1594番地 土居町漁業協同組合	〃	〃
燧共第14号	〃 〃	〃	〃
燧共第15号	〃 〃	〃	〃
燧共第16号	〃 〃	〃	〃
燧共第17号	〃 〃	〃	〃
燧共第18号	〃 〃	〃	〃
燧共第19号	〃 〃	〃	〃
燧共第20号	〃 〃	〃	〃
燧共第21号	〃 〃	〃	〃
燧共第22号	新居浜市大島甲1591番地 新居浜市大島漁業協同組合 外 1 名	〃	〃

燧共第23号	” ”	外 1 名	”	”
燧共第24号	” ”	外 1 名	”	”
燧共第25号	” ”	外 1 名	”	”
燧共第26号	新居浜市垣生 6 丁目 7 番26号 新居浜市垣生漁業協同組合		”	”
燧共第27号	新居浜市大島甲1591番地 新居浜市大島漁業協同組合	外 2 名	”	”
燧共第28号	新居浜市垣生 6 丁目 7 番26号 新居浜市垣生漁業協同組合		”	”
燧共第29号	新居浜市清水町14番98号 新居浜漁業協同組合		”	”
燧共第30号	” ”	外 2 名	”	”
燧共第31号	西条市燧之口字梅ヶ須賀445番地 1 西条市漁業協同組合	外 1 名	”	”
燧共第32号	” ”	外 1 名	”	”
燧共第33号	西条市壬生川547番地 7 壬生川漁業協同組合	外 1 名	”	”
燧共第34号	” ”	外 1 名	”	”
燧共第35号	西条市河原津甲241番地 5 地先 河原津漁業協同組合	外 1 名	”	”
燧共第36号	” ”		”	”
燧共第37号	” ”		”	”
燧共第38号	今治市桜井 5 丁目13番58号 桜井漁業協同組合		”	”
燧共第39号	” ”	外 1 名	”	”
燧共第40号	” ”		”	”
燧共第41号	” ”		”	”
燧共第42号	” ”		”	”
燧共第43号	今治市片原町 4 丁目甲1302番地の 4 今治漁業協同組合		”	”
燧共第44号	” ”		”	”
燧共第45号	” ”	外 1 名	”	”
燧共第46号	” ”	外 1 名	”	”
燧共第47号	” ”		”	”
燧共第48号	” ”		”	”
燧共第49号	今治市大浜町 2 丁目 3 番28号先 大浜漁業協同組合		”	”
燧共第50号	” ”		”	”
燧共第51号	” ”		”	”

燧共第52号	” ”	”	”
燧共第53号	” ”	”	”
燧共第54号	” ”	”	”
燧共第55号	” ”	”	”
燧共第56号	” ”	”	”
燧共第57号	今治市波方町小部甲153番地 3 小部漁業協同組合	”	”
燧共第58号	” ”	外 1 名	”
燧共第59号	今治市大浜町 2 丁目 3 番28号先 大浜漁業協同組合	外 1 名	”
燧共第60号	” ”	外 1 名	”
燧共第61号	” ”	外 1 名	”
燧共第62号	今治市波方町小部甲153番地 3 小部漁業協同組合	”	”
燧共第63号	” ”	”	”
燧共第64号	今治市菊間町浜178番地 1 菊間町漁業協同組合	”	”
燧共第65号	越智郡上島町魚島 1 番耕地1362番地 魚島村漁業協同組合	”	”
燧共第66号	” ”	”	”
燧共第67号	” ”	”	”
燧共第68号	” ”	”	”
燧共第69号	” ”	”	”
燧共第70号	” ”	”	”
燧共第71号	” ”	”	”
燧共第72号	” ”	”	”
燧共第73号	” ”	”	”
燧共第74号	” ”	”	”
燧共第75号	” ”	”	”
燧共第76号	” ”	”	”
燧共第77号	” ”	”	”
燧共第78号	越智郡上島町弓削下弓削839番地 3 弓削町漁業協同組合	”	”
燧共第79号	” ”	”	”
燧共第80号	” ”	”	”

燧共第81号	” ”	”	”
燧共第82号	” ”	”	”
燧共第83号	” ”	”	”
燧共第84号	” ”	”	”
燧共第85号	” ”	”	”
燧共第86号	” ”	”	”
燧共第87号	” ”	”	”
燧共第88号	” ”	”	”
燧共第89号	” ”	”	”
燧共第90号	” ”	”	”
燧共第91号	” ”	”	”
燧共第92号	” ”	”	”
燧共第93号	” ”	”	”
燧共第94号	越智郡上島町岩城1530番地 岩城生名漁業協同組合	”	”
燧共第95号	” ”	”	”
燧共第96号	” ”	”	”
燧共第97号	” ”	”	”
燧共第98号	” ”	”	”
燧共第99号	” ”	”	”
燧共第100号	今治市伯方町叶浦甲1667番地の3 伯方町漁業協同組合	”	”
燧共第101号	今治市宮窪町宮窪2700番地 宮窪町漁業協同組合	”	”
燧共第102号	” ”	”	”
燧共第103号	” ”	”	”
燧共第104号	” ”	”	”
燧共第105号	” ”	”	”
燧共第106号	今治市吉海町仁江2192番地 津倉漁業協同組合	”	”
燧共第107号	” ”	”	”
燧共第108号	” ”	”	”
燧共第109号	” ”	”	”

外 1 名

燧共第110号	〃 〃	〃	〃
燧共第111号	今治市大浜町2丁目3番28号先 大浜漁業協同組合	外 5名	〃
燧共第112号	今治市吉海町棕名578番地 渦浦漁業協同組合		〃
燧共第113号	〃 〃		〃
燧共第114号	〃 〃		〃
燧共第115号	〃 〃		〃
燧共第116号	〃 〃		〃
燧共第117号	〃 〃		〃
燧共第118号	〃 〃		〃
燧共第119号	〃 〃		〃
燧共第120号	〃 〃	外 1名	〃
燧共第121号	今治市大三島町浦戸1507番地 1 大三島漁業協同組合		〃
燧共第122号	〃 〃		〃
燧共第123号	今治市関前岡村甲80番地第 2 関前村漁業協同組合		〃
燧共第124号	〃 〃		〃
燧共第125号	〃 〃		〃
燧共第126号	〃 〃		〃
燧共第127号	〃 〃		〃
燧共第128号	〃 〃		〃
燧共第129号	〃 〃		〃
燧共第130号	〃 〃		〃
伊共第 1号	松山市北条辻1456番地 北条市漁業協同組合		〃
伊共第 2号	〃 〃		〃
伊共第 3号	〃 〃		〃
伊共第 4号	〃 〃		〃
伊共第 5号	〃 〃		〃
伊共第 6号	〃 〃		〃
伊共第 7号	〃 〃		〃
伊共第 8号	〃 〃		〃

伊共第9号	” ”	”	”
伊共第10号	” ”	”	”
伊共第11号	” ”	”	”
伊共第12号	” ”	”	”
伊共第13号	” ”	”	”
伊共第14号	” ”	”	”
伊共第15号	” ”	”	”
伊共第16号	” ”	”	”
伊共第17号	” ”	”	”
伊共第18号	松山市小浜甲2824番地 中島漁業協同組合	”	”
伊共第19号	” ”	”	”
伊共第20号	” ”	”	”
伊共第21号	” ”	”	”
伊共第22号	” ”	”	”
伊共第23号	” ”	”	”
伊共第24号	” ”	”	”
伊共第25号	” ”	”	”
伊共第26号	” ”	”	”
伊共第27号	” ”	”	”
伊共第28号	” ”	”	”
伊共第29号	” ”	”	”
伊共第30号	” ”	”	”
伊共第31号	” ”	”	”
伊共第32号	” ”	”	”
伊共第33号	” ”	”	”
伊共第34号	” ”	”	”
伊共第35号	” ”	”	”
伊共第36号	” ”	”	”
伊共第37号	” ”	外 1 名	”

伊共第38号	” ”	外 1 名	”	”
伊共第39号	” ”	外 1 名	”	”
伊共第40号	” ”		”	”
伊共第41号	” ”		”	”
伊共第42号	松山市津和地600番地 中島三和漁業協同組合		”	”
伊共第43号	” ”		”	”
伊共第44号	” ”		”	”
伊共第45号	” ”		”	”
伊共第46号	” ”		”	”
伊共第47号	” ”		”	”
伊共第48号	” ”		”	”
伊共第49号	” ”		”	”
伊共第50号	” ”		”	”
伊共第51号	” ”		”	”
伊共第52号	” ”		”	”
伊共第53号	” ”		”	”
伊共第54号	” ”		”	”
伊共第55号	” ”		”	”
伊共第56号	” ”		”	”
伊共第57号	松山市三津 1 丁目 7 番36号 松山市漁業協同組合		”	”
伊共第58号	” ”		”	”
伊共第59号	松山市和気町 2 丁目 926番地 2 和気漁業協同組合	外 1 名	”	”
伊共第60号	松山市三津 1 丁目 7 番36号 松山市漁業協同組合		”	”
伊共第61号	松山市高浜町 4 丁目 1503番地 104 高浜町漁業協同組合	外 1 名	”	”
伊共第62号	松山市三津 1 丁目 7 番36号 松山市漁業協同組合	外 2 名	”	”
伊共第63号	松山市西垣生町1946番地の地先 松山市今出漁業協同組合		”	”
伊共第64号	伊予郡松前町大字浜597番地 松前町漁業協同組合		”	”
伊共第65号	” ”		”	”
伊共第66号	伊予市瀬町357番地 伊予漁業協同組合		”	”

伊共第67号	” ”	”	”
伊共第68号	” ”	”	”
伊共第69号	” ”	”	”
伊共第70号	伊予市双海町上灘甲5722番地の3 上灘漁業協同組合	”	”
伊共第71号	” ”	”	”
伊共第72号	” ”	”	”
伊共第73号	” ”	”	”
伊共第74号	伊予市双海町串3655番地 4 下灘漁業協同組合	”	”
伊共第75号	” ”	”	”
伊共第76号	” ”	”	”
伊共第77号	” ”	”	”
伊共第78号	大洲市長浜甲1021番地地先 長浜町漁業協同組合	”	”
伊共第79号	” ”	”	”
伊共第80号	” ”	”	”
		外 1 名	
伊共第81号	” ”	”	”
伊共第82号	” ”	”	”
伊共第83号	” ”	”	”
伊共第84号	” ”	”	”
伊共第85号	” ”	”	”
伊共第86号	” ”	”	”
伊共第87号	” ”	”	”
伊共第88号	” ”	”	”
伊共第89号	” ”	”	”
伊共第90号	” ”	”	”
伊共第91号	” ”	”	”
伊共第92号	” ”	”	”
伊共第93号	” ”	”	”
伊共第94号	” ”	”	”
伊共第95号	” ”	”	”

伊共第96号	〃 〃	〃	〃
伊共第97号	〃 〃	〃	〃
伊共第98号	〃 〃	〃	〃
伊共第99号	〃 〃	〃	〃
伊共第100号	〃 〃	〃	〃
伊共第101号	〃 〃	〃	〃
伊共第102号	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	〃	〃
伊共第103号	〃 〃	〃	〃
伊共第104号	〃 〃	〃	〃
伊共第105号	〃 〃	〃	〃
伊共第106号	〃 〃	〃	〃
伊共第107号	〃 〃	〃	〃
伊共第108号	〃 〃	〃	〃
伊共第109号	〃 〃	〃	〃
伊共第110号	〃 〃	〃	〃
伊共第111号	〃 〃	〃	〃
伊共第112号	〃 〃	〃	〃
伊共第113号	西宇和郡伊方町串19番地 三崎漁業協同組合	〃	〃
伊共第114号	〃 〃	〃	〃
宇共第 1号	〃 〃	〃	〃
宇共第 2号	〃 〃	〃	〃
宇共第 3号	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	〃	〃
宇共第 4号	〃 〃	〃	〃
宇共第 5号	〃 〃	〃	〃
宇共第 6号	〃 〃	〃	〃
宇共第 7号	〃 〃	〃	〃
宇共第 8号	〃 〃	〃	〃
宇共第 9号	〃 〃	〃	〃
宇共第10号	〃 〃	〃	〃

宇共第11号	” ”	”	”
宇共第12号	” ”	”	”
宇共第13号	” ”	”	”
宇共第14号	” ”	”	”
宇共第15号	” ”	”	”
宇共第16号	西予市明浜町狩浜 1 番耕地215番地 明浜漁業協同組合	”	”
宇共第17号	” ”	”	”
宇共第18号	宇和島市吉田町立間尻甲428番地 吉田町漁業協同組合	”	”
宇共第19号	” ”	”	”
宇共第20号	” ”	”	”
宇共第21号	” ”	”	”
宇共第22号	宇和島市榊形町 2 丁目 6 番11号 宇和島漁業協同組合	”	”
宇共第23号	宇和島市三浦西3566番地 5 三浦漁業協同組合	”	”
宇共第24号	宇和島市遊子2548番地 遊子漁業協同組合	”	”
宇共第25号	宇和島市築地町 2 丁目 5 番18号 うわうみ漁業協同組合	”	”
宇共第26号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合	”	”
		外 1 名	
宇共第27号	” ”	”	”
宇共第28号	宇和島市築地町 2 丁目 5 番18号 うわうみ漁業協同組合	”	”
宇共第29号	” ”	”	”
宇共第30号	” ”	”	”
宇共第31号	” ”	”	”
		外 8 名	
宇共第32号	” ”	”	”
宇共第33号	” ”	”	”
宇共第34号	宇和島市津島町北灘甲1032番地 北灘漁業協同組合	”	”
宇共第35号	宇和島市津島町高田丙572番地 2 岩松漁業協同組合	”	”
宇共第36号	宇和島市津島町嵐番外23番地 2 下灘漁業協同組合	”	”
宇共第37号	” ”	”	”
宇共第38号	” ”	”	”
		外 8 名	
宇共第39号	南宇和郡愛南町舗越166番地 3 愛南漁業協同組合	”	”

宇共第40号	” ”		”
宇共第41号	” ”		”
宇共第42号	” ”	外 2 名	”
宇共第43号	” ”		”
宇共第44号	” ”		”
宇共第45号	” ”		”
宇共第46号	” ”		”
宇共第47号	” ”		”
宇共第48号	” ”		”
宇共第49号	” ”		”
宇共第50号	” ”	外 1 名	”
宇共第51号	南宇和郡愛南町久良1200番地の2 久良漁業協同組合		”
宇共第52号	南宇和郡愛南町鮎越166番地3 愛南漁業協同組合		”
燧区第2号	今治市吉海町棕名578番地 渦浦漁業協同組合	外 2 名	”
燧区第3号	” ”	外 2 名	”
伊区第1号	松山市北条辻1456番地 北条市漁業協同組合	外 3 名	”
伊区第2号	松山市三津1丁目7番36号 松山市漁業協同組合	外 9 名	”
伊区第3号	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	外 4 名	”
伊区第4号	” ”	外 2 名	”
伊区第5号	” ”	外 2 名	”
伊区第6号	” ”	外 1 名	”
伊区第7号	” ”	外 4 名	”
伊区第8号	西宇和郡伊方町串19番地 三崎漁業協同組合	外14名	”
伊区第9号	” ”	外 1 名	”
伊区第10号	” ”	外 3 名	”
伊区第11号	” ”		”
宇区第1号	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	外 2 名	”
宇区第2号	” ”	外 3 名	”
宇区第3号	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地 明浜漁業協同組合	外 5 名	”

宇区第4号	” ”	外3名	”	”
宇区第5号	” ”	外3名	”	”
宇区第6号	” ”	外3名	”	”
宇区第7号	” ”	外1名	”	”
宇区第8号	” ”	外1名	”	”
宇区第9号	” ”	外2名	”	”
宇区第10号	” ”	外14名	”	”
宇区第11号	” ”	外14名	”	”
宇区第12号	” ”	外11名	”	”
宇区第13号	” ”	外5名	”	”
宇区第14号	” ”	外3名	”	”
宇区第15号	” ”	外5名	”	”
宇区第16号	” ”	外11名	”	”
宇区第17号	” ”	外14名	”	”
宇区第18号	宇和島市吉田町立間尻甲428番地 吉田町漁業協同組合	外3名	”	”
宇区第19号	” ”	外2名	”	”
宇区第20号	” ”	外5名	”	”
宇区第21号	” ”	外1名	”	”
宇区第22号	” ”	外3名	”	”
宇区第23号	” ”	外2名	”	”
宇区第24号	” ”	外2名	”	”
宇区第25号	” ”	外1名	”	”
宇区第26号	” ”	外1名	”	”
宇区第27号	” ”	外5名	”	”
宇区第28号	” ”	外1名	”	”
宇区第29号	” ”	外1名	”	”
宇区第30号	” ”	外1名	”	”
宇区第31号	” ”	外1名	”	”
宇区第32号	” ”	外2名	”	”

宇区第33号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第34号	” ”	外 7 名	”	”
宇区第35号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第36号	宇和島市樹形町 2 丁目 6 番11号 宇和島漁業協同組合	外 2 名	”	”
宇区第37号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第38号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第39号	” ”	外 8 名	”	”
宇区第40号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第41号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第42号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第43号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第44号	” ”	外 5 名	”	”
宇区第45号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第46号	” ”	外12名	”	”
宇区第47号	” ”	外18名	”	”
宇区第48号	” ”	外 7 名	”	”
宇区第49号	” ”	外12名	”	”
宇区第50号	” ”	外13名	”	”
宇区第51号	” ”	外16名	”	”
宇区第52号	” ”	外24名	”	”
宇区第53号	宇和島市三浦西3566番地 5 三浦漁業協同組合	外 8 名	”	”
宇区第54号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第55号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第56号	” ”	外 5 名	”	”
宇区第57号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第58号	” ”	外 5 名	”	”
宇区第59号	” ”	外 7 名	”	”
宇区第60号	” ”	外14名	”	”
宇区第61号	” ”	外 5 名	”	”

宇区第62号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第63号	” ”	外15名	”	”
宇区第64号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第65号	” ”	外24名	”	”
宇区第66号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合	外 8 名	”	”
宇区第67号	” ”	外 8 名	”	”
宇区第68号	” ”	外 8 名	”	”
宇区第69号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第70号	” ”	外 8 名	”	”
宇区第71号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第72号	宇和島市遊子2548番地 遊子漁業協同組合	外 3 名	”	”
宇区第73号	” ”	外14名	”	”
宇区第74号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第75号	” ”	外14名	”	”
宇区第76号	” ”	外10名	”	”
宇区第77号	” ”	外14名	”	”
宇区第78号	” ”	外14名	”	”
宇区第79号	宇和島市築地町 2 丁目 5 番18号 うわうみ漁業協同組合	外 3 名	”	”
宇区第80号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第81号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第82号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第83号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第84号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第85号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第86号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第87号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第88号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第89号	” ”	外 5 名	”	”
宇区第90号	” ”	外 4 名	”	”

宇区第91号	” ”	外 5 名	”	”
宇区第92号	” ”	外 5 名	”	”
宇区第93号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第94号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第95号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第96号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第97号	宇和島市津島町北灘甲1032番地 北灘漁業協同組合	外36名	”	”
宇区第98号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第99号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第100号	” ”	外34名	”	”
宇区第101号	” ”	外 9 名	”	”
宇区第102号	” ”	外16名	”	”
宇区第103号	” ”	外34名	”	”
宇区第104号	” ”	外36名	”	”
宇区第105号	” ”	外34名	”	”
宇区第106号	宇和島市津島町嵐番外23番地 2 下灘漁業協同組合	外 5 名	”	”
宇区第107号	” ”	外 5 名	”	”
宇区第108号	” ”	外 5 名	”	”
宇区第109号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第110号	” ”	外 7 名	”	”
宇区第111号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第112号	” ”	外 7 名	”	”
宇区第113号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第114号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第115号	” ”	外 8 名	”	”
宇区第116号	” ”	外 8 名	”	”
宇区第117号	” ”	外 7 名	”	”
宇区第118号	” ”	外 7 名	”	”
宇区第119号	” ”	外 7 名	”	”

宇区第120号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第121号	” ”	外 5 名	”	”
宇区第122号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第123号	” ”	外 4 名	”	”
宇区第124号	” ”	外10名	”	”
宇区第125号	” ”	外10名	”	”
宇区第126号	” ”	外11名	”	”
宇区第127号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第128号	” ”	外 5 名	”	”
宇区第129号	” ”	外 5 名	”	”
宇区第130号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第131号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第132号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第133号	” ”	外25名	”	”
宇区第134号	” ”	外 8 名	”	”
宇区第135号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第136号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第137号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第138号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第139号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第140号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第141号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第142号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第143号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第144号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第145号	” ”	外 6 名	”	”
宇区第146号	南宇和郡愛南町舗越166番地 3 愛南漁業協同組合	外 2 名	”	”
宇区第147号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第148号	” ”	外 1 名	”	”

宇区第149号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第150号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第151号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第152号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第153号	” ”	外 8 名	”	”
宇区第154号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第155号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第156号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第157号	” ”	外 8 名	”	”
宇区第158号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第159号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第160号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第161号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第162号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第163号	” ”	外 3 名	”	”
宇区第164号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第165号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第166号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第167号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第168号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第169号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第170号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第171号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第172号	” ”	外 1 名	”	”
宇区第173号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第174号	” ”	外 2 名	”	”
宇区第175号	” ”	外 1 名	”	”
燧特区第 1 号	四国中央市三島中央 1 丁目11番17号 三島漁業協同組合		”	平成26年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
燧特区第 2 号	四国中央市寒川町4775番地の 4 寒川漁業協同組合		”	”

燧特区第3号	〃 〃	〃	〃
燧特区第4号	新居浜市清水町14番地98号 新居浜漁業協同組合	〃	〃
燧特区第5号	西条市ひうち字東ひうち27番 西条市ひうち漁業協同組合	〃	〃
燧特区第6号	〃 〃	〃	〃
燧特区第7号	〃 〃	〃	〃
燧特区第8号	〃 〃	〃	〃
燧特区第9号	〃 〃	〃	〃
燧特区第10号	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地 1 西条市漁業協同組合	〃	〃
燧特区第11号	〃 〃	〃	〃
燧特区第12号	〃 〃	〃	〃
燧特区第13号	〃 〃	〃	〃
燧特区第14号	〃 〃	〃	〃
燧特区第15号	西条市壬生川547番地 7 壬生川漁業協同組合	〃	〃
燧特区第16号	〃 〃	〃	〃
燧特区第17号	〃 〃	〃	〃
燧特区第18号	西条市河原津甲241番地 5 地先 河原津漁業協同組合	〃	〃
燧特区第19号	西条市壬生川547番地 7 壬生川漁業協同組合	〃	〃
燧特区第20号	西条市河原津甲241番地 5 地先 河原津漁業協同組合	〃	〃
燧特区第21号	〃 〃	〃	〃
燧特区第22号	〃 〃	〃	〃
燧特区第23号	〃 〃	〃	〃
燧特区第24号	今治市桜井 5 丁目13番58号 桜井漁業協同組合	〃	〃
燧特区第25号	〃 〃	〃	〃
燧特区第26号	越智郡上島町魚島 1 番耕地1362番地 魚島村漁業協同組合	〃	〃
燧特区第27号	〃 〃	〃	〃
燧特区第28号	〃 〃	〃	〃
燧特区第29号	越智郡上島町弓削下弓削839番地 3 弓削町漁業協同組合	〃	〃
燧特区第30号	〃 〃	〃	〃
燧特区第31号	〃 〃	〃	〃

燧特区第32号	” ”	”	”
燧特区第33号	” ”	”	”
燧特区第34号	” ”	”	”
燧特区第35号	” ”	”	”
燧特区第36号	” ”	”	”
燧特区第37号	” ”	”	”
燧特区第38号	越智郡上島町岩城1530番地 岩城生名漁業協同組合	”	”
燧特区第39号	” ”	”	”
燧特区第40号	” ”	”	”
燧特区第41号	” ”	”	”
燧特区第42号	” ”	”	”
燧特区第43号	” ”	”	”
燧特区第44号	今治市伯方町叶浦甲1667番地の3 伯方町漁業協同組合	”	”
燧特区第45号	” ”	”	”
燧特区第46号	” ”	”	”
燧特区第47号	” ”	”	”
燧特区第48号	” ”	”	”
燧特区第49号	” ”	”	”
燧特区第50号	” ”	”	”
燧特区第51号	” ”	”	”
燧特区第52号	” ”	”	”
燧特区第53号	” ”	”	”
燧特区第54号	今治市宮窪町宮窪2700番地 宮窪町漁業協同組合	”	”
燧特区第55号	” ”	”	”
燧特区第56号	” ”	”	”
燧特区第57号	” ”	”	”
燧特区第58号	” ”	”	”
燧特区第59号	” ”	”	”
燧特区第60号	” ”	”	”

燧特区第61号	” ”	”	”
燧特区第62号	” ”	”	”
燧特区第63号	” ”	”	”
燧特区第64号	” ”	”	”
燧特区第65号	” ”	”	”
燧特区第66号	” ”	”	”
燧特区第67号	” ”	”	”
燧特区第68号	” ”	”	”
燧特区第69号	” ”	”	”
燧特区第70号	今治市吉海町仁江2192番地 津倉漁業協同組合	”	”
燧特区第71号	” ”	”	”
燧特区第72号	” ”	”	”
燧特区第73号	” ”	”	”
燧特区第74号	” ”	”	”
燧特区第75号	今治市大三島町浦戸1507番地 1 大三島漁業協同組合	”	”
燧特区第76号	” ”	”	”
燧特区第77号	” ”	”	”
燧特区第78号	” ”	”	”
燧特区第79号	” ”	”	”
燧特区第80号	” ”	”	”
燧特区第81号	” ”	”	”
燧特区第82号	” ”	”	”
燧特区第83号	” ”	”	”
燧特区第84号	” ”	”	”
燧特区第85号	” ”	”	”
燧特区第86号	” ”	”	”
燧特区第87号	” ”	”	”
燧特区第88号	” ”	”	”
燧特区第89号	” ”	”	”

燧特区第90号	” ”	”	”
燧特区第91号	” ”	”	”
燧特区第92号	” ”	”	”
燧特区第93号	” ”	”	”
燧特区第94号	” ”	”	”
燧特区第95号	” ”	”	”
燧特区第96号	” ”	”	”
燧特区第97号	今治市関前岡村甲80番地第2 関前村漁業協同組合	”	”
燧特区第98号	” ”	”	”
燧特区第99号	” ”	”	”
燧特区第100号	” ”	”	”
燧特区第101号	” ”	”	”
燧特区第102号	今治市波方町小部甲153番地3 小部漁業協同組合	”	”
燧特区第103号	” ”	”	”
伊特区第1号	松山市北条辻1456番地 北条市漁業協同組合	”	”
伊特区第2号	松山市小浜甲2824番地 中島漁業協同組合	”	”
伊特区第3号	” ”	”	”
伊特区第4号	松山市津和地600番地 中島三和漁業協同組合	”	”
伊特区第5号	” ”	”	”
伊特区第6号	” ”	”	”
伊特区第7号	” ”	”	”
伊特区第8号	” ”	”	”
伊特区第9号	” ”	”	”
伊特区第10号	” ”	”	”
伊特区第11号	” ”	”	”
伊特区第12号	” ”	”	”
伊特区第13号	” ”	”	”
伊特区第14号	” ”	”	”
伊特区第15号	” ”	”	”

伊特区第16号	松山市高浜町 4 丁目1503番地104 高浜町漁業協同組合	〃	〃
伊特区第17号	〃 〃	〃	〃
伊特区第18号	松山市三津 1 丁目 7 番36号 松山市漁業協同組合	〃	〃
伊特区第19号	〃 〃	〃	〃
伊特区第20号	〃 〃	〃	〃
伊特区第21号	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	〃	〃
伊特区第22号	西宇和郡伊方町串19番地 三崎漁業協同組合	〃	〃
伊特区第23号	〃 〃	〃	〃
宇特区第 1 号	〃 〃	〃	〃
宇特区第 2 号	〃 〃	〃	〃
宇特区第 3 号	八幡浜市1522番地18 八幡浜漁業協同組合	〃	〃
宇特区第 4 号	〃 〃	〃	〃
宇特区第 5 号	〃 〃	〃	〃
宇特区第 6 号	〃 〃	〃	〃
宇特区第 7 号	〃 〃	〃	〃
宇特区第 8 号	〃 〃	〃	〃
宇特区第 9 号	〃 〃	〃	〃
宇特区第10号	〃 〃	〃	〃
宇特区第11号	〃 〃	〃	〃
宇特区第12号	〃 〃	〃	〃
宇特区第13号	〃 〃	〃	〃
宇特区第14号	〃 〃	〃	〃
宇特区第15号	〃 〃	〃	〃
宇特区第16号	〃 〃	〃	〃
宇特区第17号	〃 〃	〃	〃
宇特区第18号	〃 〃	〃	〃
宇特区第19号	〃 〃	〃	〃
宇特区第20号	〃 〃	〃	〃
宇特区第21号	〃 〃	〃	〃

宇特区第22号	” ”	”	”
宇特区第23号	” ”	”	”
宇特区第24号	” ”	”	”
宇特区第25号	” ”	”	”
宇特区第26号	” ”	”	”
宇特区第27号	” ”	”	”
宇特区第28号	” ”	”	”
宇特区第29号	” ”	”	”
宇特区第30号	” ”	”	”
宇特区第31号	” ”	”	”
宇特区第32号	” ”	”	”
宇特区第33号	” ”	”	”
宇特区第34号	” ”	”	”
宇特区第35号	” ”	”	”
宇特区第36号	” ”	”	”
宇特区第37号	” ”	”	”
宇特区第38号	” ”	”	”
宇特区第39号	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地 明浜漁業協同組合	”	”
宇特区第40号	” ”	”	”
宇特区第41号	” ”	”	”
宇特区第42号	” ”	”	”
宇特区第43号	” ”	”	”
宇特区第44号	” ”	”	”
宇特区第45号	” ”	”	”
宇特区第46号	” ”	”	”
宇特区第47号	” ”	”	”
宇特区第48号	” ”	”	”
宇特区第49号	宇和島市吉田町立間尻甲428番地 吉田町漁業協同組合	”	”
宇特区第50号	” ”	”	”

宇特区第51号	” ”	”	”
宇特区第52号	” ”	”	”
宇特区第53号	” ”	”	”
宇特区第54号	” ”	”	”
宇特区第55号	” ”	”	”
宇特区第56号	” ”	”	”
宇特区第57号	” ”	”	”
宇特区第58号	” ”	”	”
宇特区第59号	” ”	”	”
宇特区第60号	” ”	”	”
宇特区第61号	” ”	”	”
宇特区第62号	” ”	”	”
宇特区第63号	” ”	”	”
宇特区第64号	宇和島市樹形町 2 丁目 6 番11号 宇和島漁業協同組合	”	”
宇特区第65号	” ”	”	”
宇特区第66号	” ”	”	”
宇特区第67号	” ”	”	”
宇特区第68号	” ”	”	”
宇特区第69号	” ”	”	”
宇特区第70号	” ”	”	”
宇特区第71号	” ”	”	”
宇特区第72号	” ”	”	”
宇特区第73号	” ”	”	”
宇特区第74号	” ”	”	”
宇特区第75号	” ”	”	”
宇特区第76号	” ”	”	”
宇特区第77号	” ”	”	”
宇特区第78号	” ”	”	”
宇特区第79号	” ”	”	”

宇特区第80号	” ”	”	”
宇特区第81号	” ”	”	”
宇特区第82号	” ”	”	”
宇特区第83号	” ”	”	”
宇特区第84号	” ”	”	”
宇特区第85号	” ”	”	”
宇特区第86号	” ”	”	”
宇特区第87号	” ”	”	”
宇特区第88号	” ”	”	”
宇特区第89号	” ”	”	”
宇特区第90号	宇和島市三浦西3566番地 5 三浦漁業協同組合	”	”
宇特区第91号	宇和島市下波3048番地 下波漁業協同組合	”	”
宇特区第92号	” ”	”	”
宇特区第93号	” ”	”	”
宇特区第94号	” ”	”	”
宇特区第95号	” ”	外 1 名	”
宇特区第96号	宇和島市遊子2548番地 遊子漁業協同組合	”	”
宇特区第97号	” ”	”	”
宇特区第98号	” ”	”	”
宇特区第99号	” ”	”	”
宇特区第100号	” ”	”	”
宇特区第101号	” ”	”	”
宇特区第102号	” ”	”	”
宇特区第103号	” ”	”	”
宇特区第104号	” ”	”	”
宇特区第105号	宇和島市築地町 2 丁目 5 番18号 うわうみ漁業協同組合	”	”
宇特区第106号	” ”	”	”
宇特区第107号	” ”	”	”
宇特区第108号	” ”	”	”

宇特区第109号	” ”	”	”
宇特区第110号	” ”	”	”
宇特区第111号	” ”	”	”
宇特区第112号	” ”	”	”
宇特区第113号	” ”	”	”
宇特区第114号	” ”	”	”
宇特区第115号	” ”	”	”
宇特区第116号	” ”	”	”
宇特区第117号	” ”	”	”
宇特区第118号	” ”	”	”
宇特区第119号	” ”	”	”
宇特区第120号	” ”	”	”
宇特区第121号	” ”	”	”
宇特区第122号	” ”	”	”
宇特区第123号	” ”	”	”
宇特区第124号	” ”	”	”
宇特区第125号	” ”	”	”
宇特区第126号	” ”	”	”
宇特区第127号	” ”	”	”
宇特区第128号	” ”	”	”
宇特区第129号	” ”	”	”
宇特区第130号	” ”	”	”
宇特区第131号	” ”	”	”
宇特区第132号	” ”	”	”
宇特区第133号	” ”	”	”
宇特区第134号	” ”	”	”
宇特区第135号	” ”	”	”
宇特区第136号	” ”	”	”
宇特区第137号	” ”	”	”

宇特区第138号	〃 〃	〃	〃
宇特区第139号	〃 〃	〃	〃
宇特区第140号	〃 〃	〃	〃
宇特区第141号	〃 〃	〃	〃
宇特区第142号	〃 〃	〃	〃
宇特区第143号	〃 〃	〃	〃
宇特区第144号	〃 〃	〃	〃
宇特区第145号	〃 〃	〃	〃
宇特区第146号	〃 〃	〃	〃
宇特区第147号	宇和島市津島町北灘甲1032番地 北灘漁業協同組合	〃	〃
宇特区第148号	〃 〃	〃	〃
宇特区第149号	〃 〃	〃	〃
宇特区第150号	〃 〃	〃	〃
宇特区第151号	〃 〃	〃	〃
宇特区第152号	〃 〃	〃	〃
宇特区第153号	〃 〃	〃	〃
宇特区第154号	〃 〃	〃	〃
宇特区第155号	〃 〃	〃	〃
宇特区第156号	〃 〃	〃	〃
宇特区第157号	〃 〃	〃	〃
宇特区第158号	〃 〃	〃	〃
宇特区第159号	〃 〃	〃	〃
宇特区第160号	宇和島市津島町高田丙572番地 2 岩松漁業協同組合	〃	〃
宇特区第161号	宇和島市津島町嵐番外23番地 2 下灘漁業協同組合	〃	〃
宇特区第162号	〃 〃	〃	〃
宇特区第163号	〃 〃	〃	〃
宇特区第164号	〃 〃	〃	〃
宇特区第165号	〃 〃	〃	〃
宇特区第166号	〃 〃	〃	〃

宇特区第167号	” ”	”	”
宇特区第168号	” ”	”	”
宇特区第169号	” ”	”	”
宇特区第170号	” ”	”	”
宇特区第171号	” ”	”	”
宇特区第172号	” ”	”	”
宇特区第173号	” ”	”	”
宇特区第174号	” ”	”	”
宇特区第175号	” ”	”	”
宇特区第176号	” ”	”	”
宇特区第177号	” ”	”	”
宇特区第178号	” ”	”	”
宇特区第179号	” ”	”	”
宇特区第180号	” ”	”	”
宇特区第181号	” ”	”	”
宇特区第182号	” ”	”	”
宇特区第183号	” ”	”	”
宇特区第184号	” ”	”	”
宇特区第185号	” ”	”	”
宇特区第186号	” ”	”	”
宇特区第187号	” ”	”	”
宇特区第188号	” ”	”	”
宇特区第189号	” ”	”	”
宇特区第190号	” ”	”	”
宇特区第191号	” ”	”	”
宇特区第192号	” ”	”	”
宇特区第193号	” ”	”	”
宇特区第194号	” ”	”	”
宇特区第195号	” ”	”	”

宇特区第196号	” ”	”	”
宇特区第197号	” ”	”	”
宇特区第198号	” ”	”	”
宇特区第199号	” ”	”	”
宇特区第200号	” ”	”	”
宇特区第201号	” ”	”	”
宇特区第202号	南宇和郡愛南町鮪越166番地 3 愛南漁業協同組合	”	”
宇特区第203号	” ”	”	”
宇特区第204号	” ”	”	”
宇特区第205号	” ”	”	”
宇特区第206号	” ”	”	”
宇特区第207号	” ”	”	”
宇特区第208号	” ”	”	”
宇特区第209号	” ”	”	”
宇特区第210号	” ”	”	”
宇特区第211号	” ”	”	”
宇特区第212号	” ”	”	”
宇特区第213号	” ”	”	”
宇特区第214号	” ”	”	”
宇特区第215号	” ”	”	”
宇特区第216号	” ”	”	”
宇特区第217号	” ”	”	”
宇特区第218号	” ”	”	”
宇特区第219号	” ”	”	”
宇特区第220号	” ”	”	”
宇特区第221号	” ”	”	”
宇特区第222号	” ”	”	”
宇特区第223号	” ”	”	”
宇特区第224号	” ”	”	”

宇特区第225号	” ”	”	”
宇特区第226号	” ”	”	”
宇特区第227号	” ”	”	”
宇特区第228号	” ”	”	”
宇特区第229号	” ”	”	”
宇特区第230号	” ”	”	”
宇特区第231号	” ”	”	”
宇特区第232号	” ”	”	”
宇特区第233号	” ”	”	”
宇特区第234号	” ”	”	”
宇特区第235号	” ”	”	”
宇特区第236号	” ”	”	”
宇特区第237号	” ”	”	”
宇特区第238号	” ”	”	”
宇特区第239号	” ”	”	”
宇特区第240号	” ”	”	”
宇特区第241号	” ”	”	”
宇特区第242号	” ”	”	”
宇特区第243号	” ”	”	”
宇特区第244号	” ”	”	”
宇特区第245号	” ”	”	”
宇特区第246号	” ”	”	”
宇特区第247号	” ”	”	”
宇特区第248号	” ”	”	”
宇特区第249号	” ”	”	”
宇特区第250号	” ”	”	”
宇特区第251号	” ”	”	”
宇特区第252号	” ”	”	”
宇特区第253号	” ”	”	”

宇特区第254号	” ”	”	”
宇特区第255号	” ”	”	”
宇特区第256号	” ”	”	”
宇特区第257号	” ”	”	”
宇特区第258号	” ”	”	”
宇特区第259号	” ”	”	”
宇特区第260号	” ”	”	”
宇特区第261号	” ”	”	”
宇特区第262号	” ”	”	”
宇特区第263号	” ”	”	”
宇特区第264号	” ”	”	”
宇特区第265号	” ”	”	”
宇特区第266号	” ”	”	”
宇特区第267号	” ”	”	”
宇特区第268号	” ”	”	”
宇特区第269号	” ”	”	”
宇特区第270号	” ”	”	”
宇特区第271号	” ”	”	”
宇特区第272号	” ”	”	”
宇特区第273号	” ”	”	”
宇特区第274号	” ”	”	”
宇特区第275号	” ”	”	”
宇特区第276号	” ”	”	”
宇特区第277号	” ”	”	”
宇特区第278号	” ”	”	”
宇特区第279号	” ”	”	”
宇特区第280号	” ”	”	”
宇特区第281号	” ”	”	”
宇特区第282号	” ”	”	”

宇特区第283号	” ”	”	”
宇特区第284号	” ”	”	”
宇特区第285号	” ”	”	”
宇特区第286号	” ”	”	”
宇特区第287号	” ”	”	”
宇特区第288号	” ”	”	”
宇特区第289号	南宇和郡愛南町久良1200番地の2 久良漁業協同組合	”	”
宇特区第290号	” ”	”	”
宇特区第291号	” ”	”	”
宇特区第292号	” ”	”	”
宇特区第293号	” ”	”	”
宇特区第294号	” ”	”	”
宇特区第295号	” ”	”	”
宇特区第296号	” ”	”	”
宇特区第297号	” ”	”	”

○愛媛県告示第410号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成26年4月1日次のように共同漁業等を免許した。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
内共第1号	四国中央市富郷町津根山字寺野352番7 銅山川漁業協同組合	平成25年11月29日愛媛県告示 第1314号のとおり	平成26年4月1日から 平成36年3月31日まで
内共第2号	四国中央市土居町上野2797番地 土居町内水面漁業協同組合	”	”
内共第3号	西条市ひうち字東ひうち27番 西条市ひうち漁業協同組合	”	”
内共第4号	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地1 西条市漁業協同組合	”	”
	外1名		
内共第5号	西条市中野甲1172番地4 加茂川漁業協同組合	”	”
内共第6号	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地1 西条市漁業協同組合	”	”
内共第7号	” ”	”	”
内共第8号	西条市丹原町田野上方2156番地5 中山川漁業協同組合	”	”
内共第9号	” ”	”	”

内共第10号	今治市玉川町法界寺甲114番地 1 蒼社川漁業協同組合	〃	〃
内共第11号	伊予郡松前町大字浜597番地 松前町漁業協同組合	外 1 名 〃	〃
内共第12号	伊予郡松前町中川原548番地 重信川漁業協同組合	〃	〃
内共第13号	松山市河中町甲349番地 1 湯山漁業協同組合	〃	〃
内共第14号	上浮穴郡久万高原町上黒岩2912番地 面河川漁業協同組合	〃	〃
内共第15号	大洲市長浜甲1021番地地先 長浜町漁業協同組合	〃	〃
内共第16号	〃 〃	〃	〃
内共第17号	大洲市柚木1034番地 3 肱川漁業協同組合	〃	〃
内共第18号	西予市野村町野村12号695番地 8 肱川上流漁業協同組合	〃	〃
内共第19号	北宇和郡松野町大字吉野2432番地 広見川漁業協同組合	〃	〃
内共第20号	宇和島市津島町高田丙572番地 2 岩松漁業協同組合	〃	〃
内共第21号	宇和島市津島町岩松388番地 5 岩松川漁業協同組合	〃	〃
内区第 1 号	西条市ひうち字東ひうち27番 西条市ひうち漁業協同組合	〃	平成26年 4 月 1 日から 平成31年 3 月31日まで
内区第 2 号	西条市樋之口字梅ヶ須賀445番地 1 西条市漁業協同組合	外 1 名 〃	〃
内区第 3 号	〃 〃	〃	〃
内区第 4 号	〃 〃	〃	〃
内区第 5 号	西条市禎瑞2287番地 津 島 次 康	外 5 名 〃	〃
内区第 6 号	西条市上市203番地 渡 部 孝 子	〃	〃
内区第 7 号	今治市新谷甲298番地の 1 丹 下 榮	〃	〃
内区第 8 号	〃 〃	〃	〃
内区第 9 号	〃 〃	〃	〃
内区第10号	〃 〃	〃	〃
内区第11号	今治市新谷甲593番地 渡 邊 元	〃	〃
内区第12号	〃 〃	〃	〃
内区第13号	〃 〃	〃	〃
内区第14号	〃 〃	〃	〃
内区第15号	〃 〃	〃	〃
内区第16号	今治市古谷甲95番地 1 清 水 重 鬼	〃	〃
内区第17号	〃 〃	〃	〃

内区第18号	〃 〃	〃	〃
内区第19号	〃 〃	〃	〃
内区第20号	〃 〃	〃	〃
内区第21号	〃 〃	〃	〃

○愛媛県告示第411号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定に基づき、平成26年4月1日次のように遊漁規則を認可した。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 銅山川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

銅山川漁業協同組合

四国中央市富郷町津根山字寺野352番7

(2) 漁業権の免許番号

内共第1号

(3) 遊漁規則の施行日

平成26年4月1日

(4) 遊漁規則の全文（様式は、省略）

（目的）

第1条 この規則は、銅山川漁業協同組合が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権にかかる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、あまご、にじますをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において、手釣、竿釣、友釣、たも網、せん及び擬餌の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ第8条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において、前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書（様式第1号）を組合に提出し、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請を承認することにより、水産動物の採捕に著しい支障を生じるおそれがあると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第8条第2項に掲げる特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限及び禁止）

第3条 瀬張り、やな、狩刺網、やす及び掛針の漁具、漁法により遊漁してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
たも網	口径30センチメートル以内

せん	連結禁止・せんの使用は5本までとする。
----	---------------------

（遊漁期間）

第4条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法による遊漁期間は7月1日から翌年3月31日までの間とする。

（禁止区域）

第5条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれの右欄の期間中は遊漁してはならない。

区 域	期 間
長瀬橋から上流の銅山川本支流	10月1日から翌1月31日
柳瀬ダムえん堤から上流270メートル以内の区域	1月1日から12月31日
別子ダムえん堤から上流200メートル以内の区域	同 上
富郷ダムえん堤から下流320メートル以内の区域	同 上
富郷ダムえん堤から上流700メートル以内の区域	同 上

（期間の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、右欄に掲げる期間内であれば採捕してはならない。

名 称	期 間
うなぎ	7月1日から9月30日まで

（全長の制限）

第7条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こい	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長25センチメートル以下
あまご	全長15センチメートル以下
にじます	全長15センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法により遊漁する場合の遊漁料は次の表のとおりとする。ただし、中学生以下の者の遊漁料は、手釣及び竿釣については無料とする。また、第5項に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
手釣、竿釣、友釣、たも網、せん及び擬餌	1日	1,500円
	1年	6,000円

2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は、次の表のとおりとする。

内 容		期 間	特別遊漁料
漁具・漁法	魚種	1年	20,000円
投網（前項に掲げる漁具、漁法を含む）	あゆ・こい		

3 第1項の遊漁料及び第2項の特別遊漁料は、組合の事務所に納付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項に掲げる遊漁料は、組合が指定する遊漁承認書（様式第2号）を取り扱う釣具店及びコンビニエンス・ストアへ納付することができる。

5 遊漁者は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認書に関する事項）

第9条 組合は第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けたとき、又は同上第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認書を交付するものとする。

2 第2条第1項及び第2項の規定により遊漁しようとする者（以下「遊漁者」という。）は、遊漁しようとするときは、遊漁承認書を携帯しなければならない。

3 遊漁承認書は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、第11条第1項に規定する漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認書を提示しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

（漁場監視員）

第11条 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するため漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は、遊漁者の行う遊漁に関して必要な指示をすることができる。

3 漁場監視員は、漁場監視員証（様式第3号）を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

4 漁場監視員は、当該遊漁をする場所において遊漁承認書を取り扱うことができる。但し、その場合、第8条第1項に規定する500円を当該遊漁料に加算した額を遊漁者から徴収することができる。

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

2 土居町内水面漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

土居町内水面漁業協同組合
四国中央市土居町上野2797番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第2号

(3) 遊漁規則の施行日

平成26年4月1日

(4) 遊漁規則の全文（様式は、省略）

（目的）

第1条 この規則は、土居町内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第2号第5種共同漁業権にかかる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者（以下「遊漁者」という。）は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した別記様式第1号による遊漁承認証交付申請書を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があった場合には、第10条に規定する場合を除き、第1項の申請を承認するものとする。

4 第1項の規定により承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限及び禁止）

第3条 瀬張り、やな、狩刺網、てっぽうやす及び投網を使用して、遊漁してはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄の期間中でなければならない。

魚 種	期 間
あまご	2月1日から9月30日まで

（大きさの制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、右欄に掲げる大きさのものは、採捕してはならない。

名 称	大 き さ
あまご	全長15センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料とする。

魚 種	漁 具・漁 法	日 券	年 券
あまご	手釣、竿釣	1,000円	4,000円

2 遊漁料の納付は、土居町内水面漁業協同組合の事務所においてしなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があるときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

3 加茂川漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

加茂川漁業協同組合
西条市中野甲1172番地4

(2) 漁業権の免許番号

内共第5号

(3) 遊漁規則の施行日

平成26年4月1日

(4) 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、加茂川漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ及びあまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場の区域内において、手釣、竿釣、穴釣、延なわ(つけ釣)、友釣、せん(せきせんを除く。以下同じ)引網、狩刺網及びすくい網(追取)の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第6条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において、前項に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した、遊漁承認申請書(様式第1号)を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請を承認することにより、水産動物の保護培養もしくは採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第6条第3項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限及び禁止)

第3条 瀬張り、やな、せきせん、やす、(水中鉄砲及びしゃくりを含む。)投網、まきえつり及び握漁の漁具、漁法による遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具 漁法	規 模
引網 すくい網(追取)	網目の大きさは15センチメートルにつき10節以下

3 狩刺網及び引網の漁具、漁法による遊漁の従事者は、遊漁承認

証1件につき3人までとする。

(遊漁期間)

第4条 遊漁の期間は、次の表のとおりとする。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
あまご	2月1日から9月30日まで

(遊漁禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ当該右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
黒瀬ダムえん堤から上流150メートル及び下流130メートルの間	1月1日から12月31日まで
武丈堰から古川橋上流端より60メートルまでの間	10月16日から11月15日まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合の遊漁料は次の表のとおりとする。

	漁具・漁法	期 間	期間	遊 漁 料
ア	引網(イ、ウを含む)	8月1日から12月31日まで	1年	30,000円
イ	すくい網(追取)(ウを含む)	7月1日から12月31日まで	1年	10,000円
ウ	引網及びすくい網(追取)以外の漁具、漁法	1月1日から12月31日まで	1日	2,000円
			1年	5,000円

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下の者の遊漁料は手釣及び竿釣については無料とする。ただし、組合が行う特別放流のときはこの限りでない。

3 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の遊漁料は、理事会で定める。

4 第1項及び前項の遊漁料は、組合事務所へ納付するものとする。(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の規定による遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の規定による承認を行ったときは、遊漁承認証(様式第2号)を交付するものとする。

2 第2条第1項及び第2項の規定により遊漁しようとする者(以下「遊漁者」という。)は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、第9条第1項に規定する漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適正な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するために漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は、規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

3 漁場監視員は、漁場監視員証（様式第3号）を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけなければならない。（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を禁止することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は返納しないものとする。

4 中山川漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
中山川漁業協同組合
西条市丹原町田野上方2156番地5
- (2) 漁業権の免許番号
内共第8号
- (3) 遊漁規則の施行日
平成26年4月1日
- (4) 遊漁規則の全文（様式は、省略）

（目的）

第1条 この規則は、中山川漁業協同組合が有する内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、あまご、にじます及びもくずがにをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請を承認することにより、当該水産動物保護培養若しくは組合員及び他の遊漁者（前項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行なう水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、前項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限及び禁止）

第3条 しゃくりを使用してあゆ及びあまごの遊漁をしてはならない。

2 ヤスを使用して遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
あまご	2月1日から9月30日まで
にじます	2月1日から9月30日まで
もくずがに	カニカゴ：9月1日から翌3月31日まで

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
志河川角立橋から素鷲神社前の橋までの区域	1月1日から12月31日まで
中山川新兵衛橋上流端から上流200メートルまでの区域	
保井野（鞍瀬川）「ツバ山」下流端から「マキワタリ」までの区域	
滑川梅敷橋下流から「アカナベ」までの区域	10月15日から11月5日まで
中山川鉄橋下流端から新兵衛橋上流端までの区域	

（遊漁料の額及び納付の方法）

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、中学生以下の者の遊漁料は、手釣り及び竿釣りについては無料とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ	釣	1年	4,000円
	たも網	1年	5,000円
うなぎ	投（と）網	1年	10,000円
あまご			
にじます	刺網	1年	10,000円
もくずがに	カニカゴ	1年	300円

2 前項の遊漁料の納付は、組合の事務所においてしなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

5 蒼社川漁業協同組合内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
蒼社川漁業協同組合
今治市玉川町法界寺甲114番地1
- (2) 漁業権の免許番号
内共第10号

(3) 遊漁規則の施行日

平成26年 4月 1日

(4) 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、蒼社川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第10号第5種共同漁業に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域内において、組合員以外の者の行う当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎ及びあまご。以下「水産動物」という。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場の区域内において手釣、竿釣、友釣、たも網、すくい網、せん及びとあみの漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、第7条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書(様式第1号)を組合に提出し、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定により申請があった場合には当該申請を承認することにより水産動物の採捕に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第7条第2項に掲げる特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第3条 瀬張りやな、狩さし網、空掛け及びやす(水中銃を含む。)の漁具漁法により遊漁してはならない。

2 2個以上のせんを連結し、うなぎを採捕してはならない。

3 4月1日より7月31日の間及び夜間は、とあみを使用して遊漁してはならない。

(遊漁禁止期間等)

第4条 あゆを採捕しようとする者は、次の表の左欄に掲げる期間中は、当該右欄に掲げる区域においてあゆを採捕してはならない。

期 間	区 域
6月1日から同月30日まで	蒼社川全域

(遊漁禁止区域)

第5条 次の各号に掲げる区域内では、遊漁してはならない。

- 1 玉川ダムのダムサイドから上流200メートルまでの区域
- 2 玉川ダムの貯水地内で前号以外の区域においては、水際より20メートル以上離れた区域
- 3 各魚道施設の上流端より下流端

(体長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる体長のもを採捕してはならない。

魚 種	体 長
あまご	15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具漁法により遊漁する場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。

漁具 漁法	1年間の遊漁料	備考
ア	4,000円	
イ	6,000円	

ア	手釣、竿釣、友釣、せん、たも網及びすくい網(あゆの採捕は、たも網及びすくい網を除く)	4,000円	
イ	手釣、竿釣、友釣、せん、たも網、すくい網及びとあみ	6,000円	

2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は、5万円を限度とし、毎年理事会において決定し、その旨を公示する。

3 前2項の規定にかかわらずアの項の漁具漁法で遊漁する場合に限り、遊漁料を小学生以下は無料、75歳以上は半額とする。

4 第1項の遊漁料及び第2項の特別遊漁料は、組合の事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認証(様式第2号)を交付するものとする。

2 第2条第1項及び第2項の規定により遊漁しようとする者(以下「遊漁者」という。)は、遊漁しようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、第10条第1項に規定する漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示にしたがわなければならない。

2 遊漁者は、遊漁するときは、相互に適当な距離を保ち、他の者に迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するため、漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は、遊漁者の行う遊漁に関し、必要な指示をすることができる。

3 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第3号)を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は、返納しないものとする。

6 重信川漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

重信川漁業協同組合
伊予郡松前町中川原548番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第12号

(3) 遊漁規則の施行日

平成26年 4月 1日

(4) 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、重信川漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第12号第5種共同漁業に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域内において、組合員以外の者の行う当該漁

業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがに、以下「水産動物」という。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 漁場の区域内において手釣、竿釣、たも網、投網及びせんの漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、第7条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 漁場の区域内において前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書（様式第1号）を組合に提出し、その承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定により申請があった場合には当該申請を承認することにより水産動物の採捕に著しい支障を生じるおそれがあると認めることを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第7条第2項に掲げる特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

（漁具漁法の制限及び禁止）

第3条 空掛け・やな・狩りさし網・瀬張り及び石がまの漁具漁法によりあゆを採捕してはならない。

2 やすを使用し、遊漁してはならない。

3 2個以上のせんを連結し、うなぎを採捕してはならない。

4 やなの設置場所から上流100mまでの区域においては、網又は灯火を使用し、遊漁してはならない。

（灯火の制限）

第4条 あゆを採捕する目的で使用できる灯火は、電池3本、球38までとする。

（従事者の制限）

第5条 投網を使用して行う遊漁の従事者は、網1統につき2人以内とする。

（遊漁禁止区域等）

第6条 重信川尻、内共12号の漁場区域から上流4番鎌の標識までの区域内において10月1日から10月31日までの期間内は、うなぎ漁業以外の漁業を営んではならない。

2 川内町表川滝の下橋より上流100m及び下流天神橋100mの区間は魚類保護の為に釣り、投げ網の一切を禁止する。

3 砥部町衡上断層付近河川上流大岩橋100m及び下流蛭橋100m区間は魚類保護の為に釣り、投げ網の一切を禁止する。

4 国道56号線重信川大橋南側を東へ500mの間は鮎釣り専用箇所として年間投網で遊漁してはならない。

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 第2条第1項に掲げる漁具漁法により遊漁する場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、中学生以下の遊漁料は、手釣及び竿釣りについては、無料とする。

漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
手釣・竿釣・たも網	1年	1,500円
投網及びせん	1年	2,500円

2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は、1万円を限度とし、毎年理事会において決定し、その旨を公示する。

3 第1項の遊漁料及び第2項の特別遊漁料は、組合の事務所に納

付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けたとき、又は同条第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認証（様式第2号）を交付するものとする。

2 第2条第1項及び第2項の規定により遊漁しようとする者（以下「遊漁者」という。）は、遊漁しようとするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、第10条第1項に規定する漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示にしたがわなければならない。

2 遊漁者は、遊漁するときは、相互に適当な距離を保ち、他の者に迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するため、漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は、遊漁者の行う遊漁に関し、必要な指示をすることができる。

3 漁場監視員は、漁場監視員証（様式第3号）を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は、返納しないものとする。

7 湯山漁業協同組合内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

湯山漁業協同組合

松山市河中町甲349番地1

(2) 漁業権の免許番号

内共第13号

(3) 遊漁規則の施行日

平成26年4月1日

(4) 遊漁規則の全文（様式は、省略）

（目的）

第1条 この規則は、湯山漁業協同組合が免許を受けた内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、あまご）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

（漁場の区域）

第2条 この組合の漁場は、国道317号線の石手川にかかっているいわげき橋上流端より上流とする。

（遊漁料の納付義務等）

第3条 この漁場区域内で、手釣、竿釣、友釣及び投網の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ別紙様式第1号の遊漁承認交付申請書を組合事務所に提出すると共に、遊漁料を納付しなければならない。

（漁具漁法の禁止制限及び遊漁期間）

第4条 曳網、ヤス、からがけ、やな、刺網、瀬張り、石がまの漁

具漁法によりにより遊漁をしてはならない。

2 遊漁期間は次表の欄に掲げる期間内であればならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
あまご	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 次に掲げる区域内において遊漁をしてはならない。

- (1) 横谷川調整池及び横谷川調整池下流槽井出の間
- (2) 石手川にかかる宿野橋下流端より下流四国電力株式会社湯山発電所放水口上流端の間
- (3) 石手川ダムえん堤上流端より上流500メートルの間及び同えん堤下流端より下流150メートルの石手川にかかっている橋の上流端の間
- (4) その他理事が水産動植物の繁殖保護、漁業調整上特に必要と認める区域。ただし、その区域を定めたときは、これを公示しなければならない。

(体長制限)

第6条 次表左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる体長以下のものを採取してはならない。

魚 種	体 長
こい	20センチメートル以下
あまご	15センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第3条に掲げる漁具を使用して遊漁をする場合の遊漁料は、次表のとおりとする。

漁具・漁法	1日遊漁券	1年遊漁券
手釣、竿釣、友釣	500円	2,000円
手釣、竿釣、友釣、投網	2,000円	3,500円

2 中学生以下の者の遊漁料は、前条の規定にかかわらず手釣、竿釣については無料とする。

3 遊漁料納付の場所は組合事務所とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第3条の遊漁料の納付を受けたときは、別紙様式第2号の遊漁承認証を交付するものとし、投網の遊漁承認証については、発行番号に を付し他の遊漁承認証と区別する。

2 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

第9条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の施行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記記載様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその

者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

8 面河川漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
面河川漁業協同組合
上浮穴郡久万高原町上黒岩2912番地
- (2) 漁業権の免許番号
内共第14号
- (3) 遊漁規則の施行日
平成26年4月1日
- (4) 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者の有する当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎ及びあまご)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場区域内で、手釣、竿釣、たも網、友釣、と網、投げ網、やす、かご及び小型狩刺網の漁具・漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条第1項の遊漁料を納付しなければならない。

2 漁場区域内で、前項に掲げた漁具・漁法以外で遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具・漁法、遊漁期間等、遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書(別記様式第1号)を提出して、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁者の承認により、当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を認めるものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第2項の特別遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限及び禁止)

第3条 発射装置を有するやすを使用して遊漁をしてはならない。

2 次の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内であればならない。

漁具・漁法	規模・規格
大型狩刺網	高さ3メートル以内 長さ50メートル以内 網目18ミリメートル以上 1人3統以内
小型狩刺網	高さ1.2メートル以内 長さ30メートル以内 網目18ミリメートル以上 1人5統以内
と網・投げ網	投げ網長さ20メートル以内 網目15ミリメートル以上 1人1投以内
たも網	口径1メートル以内
うえ	口径1メートル以内 長さ2メートル以内

(遊漁期間)

第4条 友釣、手釣、竿釣、たも網及びかご以外の漁具・漁法で行う遊漁は、8月3日から11月30日までの期間内であればならない。

(遊漁禁止区域)

第5条 次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

- (1) 四国電力堰堤魚道及び砂防堰堤魚道。
- (2) やなの設置場所(やな口)から上流100メートルまで。

- (3) 面河ダムサイドから上流200メートルまで。
- (4) 久万高原町下直瀬大橋下流端から川崎堰堤上流端まで。
(全長制限)

第6条 全長20センチメートル以下のこいを採捕してはならない。
(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁をする場合において、面河川漁業協同組合事務所、久万、面河、柳谷の各役場事務担当者、ならびに組合の委託した取扱所に納付する遊漁料は次のとおりとする。

漁具・漁法	年間遊漁料	1日遊漁料
友釣(竿釣・手釣・たも網を含む)	6,500円	2,500円
竿釣・手釣・たも網	2,300円	1,200円
”(高校生)	600円	
やす(たも網を含む)	3,300円	
”(高校生)	1,100円	
うなぎかご	4,300円	
と網・投げ網	5,400円	
小型狩刺網	6,500円	
友釣・竿釣・手釣・たも網・やす・ 小型狩刺網	11,000円	

2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は次のとおりとする。

漁具・漁法	期 間	年間遊漁料
大型狩刺網	1年	36,500円
うえ	1年	7,600円
やな	1年	100,000円

3 漁場における遊漁料納付の場合は、現場発行料500円を徴収する。

4 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、第1項、第2項の規定にかかわらずそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

対 象	遊 漁 料
未就学の幼児	無料
小・中学生	手釣、竿釣について無料
小・中学生	やす(たも網を含む)について、高校生と同額
小・中学生	手釣、竿釣、やす(たも網を含む)以外の漁具・漁法について、第1項及び第2項に規定する額の2分の1
70歳以上の高齢者	手釣、竿釣について無料

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の承認を行ったときは、別記様式第2号の遊漁承認証を交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証を他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者相互に適当なる距離を保ち、他者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、且つ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。
(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

9 肱川漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所

肱川漁業協同組合
大洲市柚木1034番地3

- (2) 漁業権の免許番号

内共第17号

- (3) 遊漁規則の施行日

平成26年4月1日

- (4) 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、肱川漁業協同組合(以下「組合」という。)が有する内共第17号5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動食物(あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場区域内において手釣、竿釣、友釣、たも網、すくい網、じんどう、なげ網及びかにかごの漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、第8条第1項に掲げる遊漁料を組合に納付しなければならない。

- 2 漁場の区域内において前項に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書(様式第1号)を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

- 3 組合は、前項の規定により申請があった場合には、当該申請を承認することにより水産動物の採捕に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

- 4 第2項の規定により承認を受けた者は、直ちに第8条第2項に掲げる特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次に掲げる漁具・漁法は、それぞれの規模の範囲内でなければならない。

- 1 じんどうは、1人30本までとし、2個以上のじんどうを連結してうなぎを採捕してはならない。
- 2 瀬張り設置場所から上流100メートルの間においては、瀬張り漁を行っている組合員がなげ網を使用している場合は、網漁具又は灯火を使用して遊漁してはならない。
- 3 なげ網使用は、1人1つとし、長さは20メートル以下でなければならない。

- 4 かにかごは、1人5統までとする。
- 5 友釣りは生きたあゆを使用しなければならない。
(禁止漁具及び漁法)

第4条 次に掲げる漁具及び漁法による遊漁をしてはならない。

- 1 瀬張り、たてきり、張り網及び狩刺し網
- 2 てっぽうやす及び潜水してのやす使用
- 3 水中に電流を通じてする遊漁
- 4 潜水器を使用した遊漁
- 5 舟を使用した投網及びなげ網による遊漁
- 6 空掛つり
- 7 瀬干漁法(瀬替漁法)
(灯火の制限)

第5条 6月1日から7月31日までの間は、灯火を使用して遊漁してはならない。

- 2 8月1日から12月31日までの間は、あゆを採捕する目的で使用できる灯火は、電池は3本、球は3.8アンペア以下の灯火とする。
- 3 水中での灯火の使用を禁止する。
(従事者の制限)

第6条 投網による遊漁の従事者は、認めない。

(遊漁期間)

第7条

魚 種	期 間
あゆ	6月1日午前5時から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
あまご	2月1日から9月30日まで
もくずがに	鳥首から上流・全域の支流 8月1日から4月30日まで 鳥首から下流・本流 9月1日から4月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合の委託する各釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第8条 前条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域内においては遊漁をしてはならない。

- (1) 肱川町鹿野川ダム下端から下流150メートルまで。
- (2) 喜多郡内子町五十崎龍宮堰上流200メートル地点から上流280メートルの間。
- (3) 喜多郡内子町うずしり堰上流270メートルの間及び同堰上流端から下流90メートルの間。
- (4) 伊予市中山町大字中山幕の内堰上流端から上流400メートルの間。
- (5) 喜多郡内子町小田大字町村地区明治橋上流端から下流122メートルの堰堤までの間。
- (6) 峠橋下流500メートル地点より下流300メートルの間(通称たてのしろ)。但し、10月1日から11月30日まで、あゆの採捕を禁止する。
- (7) 矢落川(大洲市新谷)新大橋下流10メートル地点より上流400メートルの間。
- (8) 喜多郡内子町五十崎龍宮堰から上流50メートル、下流50メートルの間。但し、6月1日から6月30日まで。
- (9) 10月1日から11月30日までの間、大洲市八多喜町ぎおん橋上流から下流400メートルの間でのあゆの採捕。
- (10) 10月1日から11月30日までの間、大洲市春賀峠橋上流端から

下流300メートルの間でのあゆの採捕。

2 次に掲げる区域は、釣り専用区とする。

- (1) 河辺川(大洲市河辺町)「ふるさとの宿」付近500メートル。
(全長制限)

第9条 次の表の左欄掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15cm以下は採捕してはならない
うなぎ	25cm以下は採捕してはならない

(遊漁料の額及び納付方法)

第10条 第2条第1項に掲げる漁具漁法により遊漁する場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、中学生以下の者の遊漁料は、手釣及び竿釣については、無料とする。

漁具・漁法		期 間	遊漁料
(1)	手釣、竿釣、たも網及びすくい網	1日	1,000円
		1年	2,500円
(2)	友釣、じんどう、なげ網及び ⁽¹⁾ の漁法	1日	1,500円
		1年	4,000円
(3)	かにかご、かご類	1年	5,000円

2 第2条第2項の規定により承認を受けた場合の特別遊漁料は、次の表のとおりとする。

遊漁の内容	期 間	特別遊漁料
投網(前項表 ⁽²⁾ の項の漁具漁法を含む。)	1日	3,000円
	1年	8,000円

3 第1項に規定する遊漁料及び前項に規定する特別遊漁料は、組合の事務所に納付するものとする。

(遊漁承認に関する事項)

第11条 組合は、第2条第1項の規定により遊漁料の納付を受けたとき、又は、同条第2項の規定により承認を行ったときは、遊漁承認証(様式第2号)を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第12条 遊漁者は、第2条第1項及び第2項の規定により遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に関しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に関しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次にあげる区間内における川底をかくはんしてはならない。

肱川本流大洲市大洲五郎橋から赤橋に至る区域

(漁場監視員)

第13条 組合は、遊漁者の行う遊漁を監視するため、漁場監視員を置く。

2 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の厳守に関して必要な指示を行うことができる。

3 漁場監視員は、漁場監視員証(様式第3号)を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けなければならない。

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

10 肱川上流漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

肱川上流漁業協同組合

西予市野村町野村12号695番8

(2) 漁業権の免許番号

内共第18号

(3) 遊漁規則の施行日

平成26年4月1日

(4) 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第18号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎ及びあまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、友掛け、穴釣り、たも網等、はえなわ、栓(じんど)及び投網(投げ網を含む。)による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、友掛け、穴釣り、たも網等、栓(じんど)又は投網(投げ網を含む。)による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項に掲げる遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次に掲げる漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 瀬張り、やな又は刺し網の漁具・漁法。
- (2) やす及び空針掛け(水中のしゃくり掛けを含む。)の漁具・漁法。
- (3) 瀬張りの設置場所から上流50メートルの区域内において、漁具を使用する漁法又は夜間に灯火を使用する漁法。
- (4) 水中に電流を通じてする漁法。
- (5) 第4条に規定する期間内においても、6月1日から8月31日までの期間に夜間に灯火を使用する方法。
- (6) 農薬又は毒物等を使用する方法。
- (7) 栓(じんど)を使用する漁法において、遊漁者1人が栓の総本数30本を超えること。
- (8) 夜間に船舶を使用して野村ダム湖面において水産動物を採捕

すること。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。ただし、第1条に掲げる肱川上流漁業協同組合(以下「組合」という。)が、水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、遊漁の期間を制限することができる。

魚種	期間
あゆ	6月1日から12月31日まで
こい うなぎ	1月1日から12月31日まで
あまご	2月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する販売店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の区域内、期間及び漁法による遊漁をしてはならない。

- (1) 愛媛県内水面漁業調整規則で定めた禁漁区域。
- (2) 組合が設置する保護区域内で、禁止する期間、漁法及び保護をする魚種を定めた場合のその範囲内での漁法。
- (3) 鹿野川ダム堰堤から上流150メートルの区域内。
- (4) 野村ダム堰堤から上流500メートル及び下流100メートルの区域内。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のもを採捕してはならない。

魚種	大きさ
こい	全長20センチメートル
うなぎ	全長25センチメートル
あまご	全長15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、この規定にかかわらず、中学生以下の者の遊漁については無料とする。

(単位：円)

等級	漁具・漁法	遊漁料
2級	投網(投げ網を含む)、栓(じんど)、友掛け、たも網、はえなわ及び3級の漁法	1日：2,000
		1年：6,000
3級	釣り(手釣り、竿釣り、穴釣り等)	1日：1,000 1年：2,500

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 肱川上流漁業協同組合(西予市野村町野村12号695番地8)
- (2) 組合が指定する販売店

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場

監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 (漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。
 (違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

11 広見川漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
 広見川漁業協同組合
 北宇和郡松野町大字吉野2432番地
 - (2) 漁業権の免許番号
 内共第19号
 - (3) 遊漁規則の施行日
 平成26年 4月 1日
 - (4) 遊漁規則の全文(様式は、省略)
- (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第19号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎ、あまご及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、徒手、手釣、竿釣、たも網、投網、なげ網、はさみ、やす、びん、せん、ころばしうえ、じんど及びうえによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、徒手、手釣、竿釣、たも網、投網、なげ網、はさみ、やす、びん、せん、ころばしうえ、じんど及びうえによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
-------	-----

狩刺網	1人につき網4統以内で勢子は1名以内とする。網目2.2センチメートル以上。
鯉網	1人につき網4統以内で勢子は網1統につき1名以内とする。
せん	合計して40本以内とする。
うえ・じんど・かにかご、ころばしうえ	合計して20個以内とする。ただし、ころばしうえは3個以内とする。

2 次に掲げる漁具・漁法による遊漁をしてはならない。

- (1) 夜間水中に潜水して点灯しての漁法
- (2) 水中に潜水し、やす(もり)、はさみを使用する漁法
- (3) あゆの空掛け釣り
- (4) 瀬干漁法(瀬替漁法)
- (5) 酸素ポンベを使用する漁法
- (6) 発射装置の付いたやす(もり)
- (7) 水中に電流を通じてする漁法
- (8) 毒物等を使用し魚類を採捕する漁法
- (9) 両方の堰の和が、5メートルを超えるころばしうえ。
- (10) 堰に転石以外を使用したころばしうえ。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法によりイ欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、ウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 期 間
友釣り	あゆ	
狩刺網・なげ網・投網	あゆ	8月1日から12月31日まで
	こい	
	あまご	8月1日から9月30日まで
うえ・じんどかにかご	もくずがに	8月1日から12月31日まで
やな	あまご、もくずがに、あゆ、こい、うなぎ	9月1日から12月20日まで (あまごについては9月1日から9月30日まで)

(禁止区域)

第5条 第4条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域内、期間及び漁法による遊漁を営んではならない。

- (1) 愛媛県内水面漁業調整規則で定める禁止区域
- (2) 次の表の左欄に掲げる区域内での右欄に掲げる期間中における、徒手、手釣、竿釣、たも網、やす、せん、びん、かにかご、じんど以外の漁法。

区 域	期 間
やな堰落し口より上流300メートルの間	9月1日から12月20日までの間

(全長制限)

第6条 次に表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	全長20センチメートル以下
うなぎ	全長25センチメートル以下
あまご	全長15センチメートル以下

もくずがに	甲羅の長さ3センチメートル以下
-------	-----------------

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。

種別	漁具・漁法	期間	遊漁料
第1種	徒手、手釣、竿釣(あゆ友釣りを除く)、たも網	1日	1,000円
		1年	3,000円
第2種	徒手、手釣、竿釣、あゆ友釣り、たも網、なげ網、やす、投網、びん、はさみ、せん10本以内及びころばし、うえ、かにかご、じんどを含む5個以内	1日	3,000円
		1年 ただし、ころばしうえ、かにかご、じんどは8月1日から12月31日まで	5,000円
特種	せん30本以内	1年	8,000円
	ころばしうえ、かにかご、じんどを含む15個以内	8月1日から12月31日まで	8,000円
	狩刺網	8月1日から12月31日まで	15,000円
	鯉網	1年	10,000円
	うえ、やな	9月1日から12月20日まで	30,000円
老人・学生	(第7条第3項のとおり)		

2 遊漁料の納付は、組合又は各地区の支部長に納付するものとする。

3 遊漁者が中学生以下及び満75歳以上の者は、第1項の第1種の場合に限り無料とする。ただし、その者が第1項の第2種の遊漁を行う場合は遊漁料3,000円を納めなければならない。また、特種の遊漁を行う場合には、その遊漁料を納めなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 やなの施設は、12月31日までに撤去しなければならない。

5 農業利水の井堰及び給水管の設置してある場所の川底を攪はんしてはならない。

6 遊漁者は、漁具に氏名を明確につけること。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

12 岩松川漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

岩松川漁業協同組合
宇和島市津島町岩松388番地5

(2) 漁業権の免許番号

内共第21号

(3) 遊漁規則の施行日

平成26年4月1日

(4) 遊漁規則の全文(様式は、省略)

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第21号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、うなぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網、せん、石ぐろ、投網及びなげ網による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣、たも網、せん、石ぐろ、投網及びなげ網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項に掲げる遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の禁止及び制限)

第3条 狩刺網、空掛け、やす及び火ぶりの漁具・漁法により遊漁してはならない。

2 投網及びなげ網の網目は1.5センチメートル以上、従事者は1統につき2人以内でなければならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から10月15日まで 11月1日から11月30日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する販売店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の区域内で遊漁をしてはならない。

- (1) 拝高イデ上流端から上流稲中イデ下流端までの間
- (2) 山財湯香橋上流端から上流柳川橋下流端までの間
- (3) 畑地川(保場川)坂の内イデから上流400メートルの間
(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	8センチメートル以下
うなぎ	25センチメートル以下
もくずがに	5センチメートル以下(甲羅の長さ)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料(手釣、竿釣及びたも網に限る。)、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、その他の者は、次の表のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、友釣、たも網	1日 1,000円 1年 3,000円
	投網、なげ網	1日 5,000円 1年 7,000円
うなぎ	せん(10個)、石ぐる(3個)	1年 5,000円
もくずがに	せん(籠)3個	1年 3,000円

2 投網及びなげ網を使用するときの従事者1人につき300円を納付すること

3 遊漁料の納付は、組合の事務所及び各地区の組合役員の自宅においてしなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければ

ならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章等をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

○愛媛県告示第412号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第10号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を次のとおり定める。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中村時広

- 1 四国中央市の藤谷池及び二級河川川茂川水系川茂川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 2 二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと接続して一体を成す内水面
- 3 御舟川雨水幹線、観音水雨水幹線及び新川雨水幹線並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 4 西条市北条1407番1地先の遊水池並びに二級河川崩口川水系崩口川及び二級河川一ツ橋川水系一ツ橋川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 5 二級河川大曲川水系大曲川及び二級河川新川水系新川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 6 愛媛県と高知県の県境から上流の一級河川渡川水系広見川、目黒川及び家地川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面
- 7 二級河川来村川水系来村川及び二級河川神田川水系神田川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第413号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成26年4月1日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	大西波止浜港線	今治市大西町星浦甲27番7から 同市内堀二丁目184番11まで	平成26年4月1日

"	三島川之江港線	四国中央市妻鳥町字江ノ西3052番 2 から 同町1773番 1 まで	"
---	---------	----------------------------------------	---

○愛媛県告示第414号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成26年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	大西波止浜港線	今治市大西町星浦甲27番 7 から 同市内堀二丁目184番11まで	平成26年 4月 1日
"	松山港線	松山市中央一丁目884番 3 地先から 同市六軒家町64番 1 地先まで	"
"	三島川之江港線	四国中央市妻鳥町字江ノ西3052番 2 から 同町字庄境352番10まで	"

2 通行方法

- (1) トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上かつ縦寸法0.12メートル以上又は横寸法0.12メートル以上かつ縦寸法0.23メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

○愛媛県告示第415号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量
- 2 作業期間 平成25年10月 1日から
平成26年 3月14日まで
- 3 作業地域 大洲市路線価区域

○愛媛県告示第416号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

平成26年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 委託した事務の範囲及び内容

県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務

- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ニッテレ債権回収株式会社
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間
平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

○愛媛県告示第417号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年 4月 1日

愛媛県八幡浜保健所長 竹之内 直 人

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
医療法人 怒風会 大洲記念病院

愛媛県大洲市徳森1512番地 1

理事長 清水 清勝

2 事業場の名称及び所在地

大洲記念病院

愛媛県大洲市徳森1512番地 1

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第72号 し尿処理施設	
特定施設の能力	1020人槽 1日当たり145立方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後60日後	
使用開始の予定年月日	工事完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.80 最大 1.0
	大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)	通常 300 最大 600
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 115 最大 145

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後60日後
使用開始の予定年月日	工事完成の翌日
処理施設の種類	合併処理浄化槽

処理施設の型式	FN2F型				
処理施設の構造	FRP製				
処理施設の主要寸法	縦6.25メートル 横30.49メートル 高さ3.09/4.54メートル				
処理施設の能力	1020人槽 1日当たり145立方メートル				
汚水等の処理の方式	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式				
処理施設の使用時間間隔	連続				
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間				
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし				
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後		
		水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	230	通常 8.0	
		最大	290	最大 10	
		化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	180	通常 10
			最大	270	最大 15
		浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	100	通常 5
			最大	200	最大 10
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)		通常	40	通常 8.0	
	最大	50	最大 10		
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	4.0	通常 0.80		
	最大	5.0	最大 1.0		
大腸菌群数(単位 1立方センチメートルにつき個)	通常	10000	通常 300		
	最大	20000	最大 600		
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	115	通常 115		
	最大	145	最大 145		

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 10
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 15

浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 10
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8.0 最大 10
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.80 最大 1.0
大腸菌群数 (単位 1 立方センチ メートルに つき個)	通常 300 最大 600
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 115 最大 145

備考 このほかに、雨水専用排水口としてNo.2排水口がある。

○愛媛県告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成26年 4月 1日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（農道）	谷米津地区	平成26年 3月10日

○愛媛県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦22番2地先から 同町伊方越1111番1地先まで	旧	メートル 3.3～28.0 7.0～92.5	キロメートル 2.430 1.381	
			新	7.0～92.5	1.381	

公 告

○公 告

平成26年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に平成26年度の建設工事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続きは、要しない。

平成26年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事

- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者
イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者
イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）において、随時受け付ける。ただし、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

- (1) 請求先

県のホームページのえひめの土木
（http://www.pref.ehime.jp/h40100/5737/shinsa/shinsa25_26.html）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

- (2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後にお

いて、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成26年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成27年度及び平成28年度の資格審査

平成27年度及び平成28年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成26年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課建設係
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089) 912 - 2644

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2644	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線255)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111 (内線417)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線304)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所事業管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線283)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡愛南町御荘平城3048 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線233)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

様

郵便番号 -

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

㊟

電話 () -

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事



1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第94号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるかご漁業（つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。）について、次のとおり指示する。

平成26年 4月 1日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 操業の制限

当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りではない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

3 操業区域

操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

4 承認の備え付け等の義務

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成26年 4月 1日から平成28年 3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第95号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

平成26年 4月 1日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。

(2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第96号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年 4月 1日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

(2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成26年 4月 1日から平成28年 3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第97号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、愛媛県海域において竿つり及び手づり（船舶を使用して行うまきえづりを除く。）により水産動物を採捕する場合について、次のとおり指示する。

平成26年 4月 1日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1) 次の区域においては、陸岸、防波堤、ふ頭その他工作物（以下「陸岸等」という。）からのまきえづり（こませ籠の使用及びだんご釣を含む。）を禁止する。ただし、漁業権者の同意がある場合は、この限りでない。

陸岸等に隣接する次の第3種共同漁業権（以下「第3種」という。）の区域

共同漁業の免許番号	漁場の位置	漁業種類（漁業の名称）
燧共第51号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第52号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第53号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第54号	今治市小島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第61号	今治市波方町大角鼻地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第97号	越智郡上島町岩城島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第114号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第115号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第116号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第117号	今治市馬島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第118号	今治市吉海町中渡島地先	第3種（つきいそ漁業）
燧共第127号	今治市関前小大下島明神地先	第3種（つきいそ漁業）

伊共第69号	伊予市地先	第3種（ぼら飼付漁業）
伊共第114号	西宇和郡伊方町正野地先	第3種（ぶり、たい、いさぎ飼付漁業）
宇共第2号	西宇和郡伊方町正野地先	第3種（ぶり、たい、いさぎ飼付漁業）
宇共第33号	宇和島市御五神島地先	第3種（ぶり、さわら飼付漁業）

(2) 赤土を用いる陸岸等からのまきえづりを禁止する。

2 指示の有効期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

○愛媛県内水面漁場管理委員会指示第10号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）に関する持ち出しの制限、放流等の制限及び遺棄の禁止について、次のとおり指示する。

平成26年4月1日

愛媛県内水面漁場管理委員会
会長 本多義雄

1 指示の内容

(1) 持ち出しの制限

県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると愛媛県知事が認めた場合は、愛媛県知事が範囲を定め、公表する水域のコイを持ち出してはならない。ただし、公的機関が試験研究又は検査に供する場合は、この限りでない。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面等へのコイの放流は、放流用のコイが次に掲げる要件のすべてに該当する場合以外は、してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等へ再放流する場合はこの限りでない。

ア コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するものではないこと。

イ コイヘルペスウイルスに汚染された水域に由来するコイと水を介しての接点がないこと。

ウ PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

(4) (1)の指示は、焼却等の処分をするコイについては、適用しない。

2 指示の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで